



新潟県公報

平成30年
3月26日(月)
号外
第14号

目次

○栃木県がん対策推進条例の制定	11
○地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターへの職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める条例の制定	15
○栃木県障害者総合相談所条例の制定	15
○栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金条例の制定	16
○地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理	17
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正	21
○栃木県水防協議会条例等の一部改正等	22
○栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	31
○栃木県手数料条例の一部改正	33
○地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターの設立に伴う関係条例の整理	40
○地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会条例の一部改正	42
○栃木県医師修学資金貸与条例の一部改正	43
○栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例の一部改正	44
○栃木県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正	46
○栃木県県営住宅条例の一部改正	49
○学校職員定数条例の一部改正	51
○栃木県公立学校職員給与条例の一部改正	51
○非常勤教育職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	52
○栃木県警察関係手数料条例の一部改正	53
○介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の制定	72
○病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部改正	91
○軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正等	94
○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正	148
○栃木県議会の会期に関する条例の一部改正	238

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県がん対策推進条例の制定（栃木県条例第4号）

がん対策の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、がん対策の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、がん対策の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、次のとおり条例を制定することとしました。

1 基本理念（第2条関係）

がん対策は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならないこととしました。

- (1) がん患者（がん患者であった者を含む。以下同じ。）がその居住する地域にかかわらず等しく科学的見に基づく良質かつ適切ながんに係る医療（以下「がん医療」という。）を切れ目なく受けることができるようにすること。
- (2) がん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるよう、がん医療を提供する体制の整備がなされること。

- (3) がんの特性、がん患者及びその家族（以下「がん患者等」という。）の置かれている状況等に応じ、がん患者等が福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにすること。
 - (4) がん患者等に関する県民の理解が深められ、がん患者等が円滑な社会生活を営むことのできる社会環境の整備が図られること。
 - (5) 県、市町村、医療機関、医療保険者、事業者、学校、患者団体等の相互の密接な連携の下に実施されること。
 - (6) がんの予防、罹患、診療、転帰等に関する個人情報の保護について適正な配慮がなされるようにすること。
- 2 県の責務及び県と市町村との協力
- (1) 県は、がん対策の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとしました。（第3条関係）
 - (2) 県及び市町村は、それぞれが実施するがん対策の推進に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする事としました。（第4条関係）
- 3 県民等の責務
- (1) 県民は、がんに関する正しい知識（喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症等に関する正しい知識をいう。以下同じ。）を持ち、がんの予防に必要な注意を払い、必要に応じ、がん検診を受けるよう努めるほか、がん患者等に関する理解を深めるよう努めるものとする事としました。（第5条関係）
 - (2) 医療機関は、県及び市町村が実施するがん対策の推進に関する施策に協力し、がんの予防及び早期発見に寄与するよう努めるとともに、がん患者等の置かれている状況に応じ、他の医療機関との連携を図りつつ、良質かつ適切ながん医療の提供等を行うよう努めるものとする事としました。
 - (3) 栃木県立がんセンターは、(2)のがん医療の提供等に関する医療機関の間における連携体制の強化、がん登録（がん登録等の推進に関する法律第2条第2項に規定するがん登録をいう。以下同じ。）及びこれにより得られた情報に基づくがんに係る調査研究（がんの罹患、診療、転帰等の状況の把握及び分析その他のがんに係る調査研究をいう。）の推進等について中核的な役割を果たすよう努めるものとする事としました。（以上第6条関係）
 - (4) 医療保険者は、県及び市町村が実施するがんの予防及び早期発見に関する普及啓発等の施策に協力するよう努めるものとする事としました。（第7条関係）
 - (5) 事業者は、がんに関する正しい知識を持ち、がん患者等に関する理解を深めるよう努めるとともに、県及び市町村が実施するがん対策の推進に関する施策に協力し、がん患者等が働きやすい職場環境の整備に努めるものとする事としました。（第8条関係）
 - (6) 保健、福祉、雇用、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間の団体は、県及び市町村が実施するがん対策の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする事としました。（第9条関係）
- 4 がん対策推進計画の策定（第10条関係）
- 知事は、がん対策推進計画の策定に当たっては、この条例の趣旨を踏まえるとともに、あらかじめ、栃木県がん対策推進協議会の意見を聴かなければならないこととしました。
- 5 財政上の措置（第11条関係）
- 県は、がん対策の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする事としました。
- 6 がん対策の推進に関する基本的施策
- (1) がんの予防の推進（第12条関係）
 - (2) がんの早期発見の推進（第13条関係）
 - (3) がん医療の充実（第14条関係）
 - (4) 緩和ケアの充実（第15条関係）
 - (5) がん患者等に対する相談支援及び情報提供の充実（第16条関係）
 - (6) がん患者等における仕事と治療等との両立の促進（第17条関係）
 - (7) がん患者の年齢その他の特性に応じたがん医療及び支援の充実（第18条関係）
 - (8) がんに関する教育の推進（第19条関係）
 - (9) がん登録等の推進（第20条関係）
- 7 栃木県がん対策推進協議会（第21条関係）
- この条例の規定によりその権限に属させられた事務及びがん登録等の推進に関する法律の規定に基づき同法第18条第2項に規定する審議会その他の合議制の機関の権限に属させられた事務を処理し、並びに知事の諮問に応じ、がん対策の推進に関する事項を調査審議するため、栃木県がん対策推進協議会を置くこととし

ました。

8 施行期日等

(1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

(2) 栃木県がん登録等審議会条例は、廃止することとしました。

◇地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターへの職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める条例の制定（栃木県条例第5号）

1 地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターの成立の際、当該地方独立行政法人に職員を引き継ぐ県の内部組織は、とちぎリハビリテーションセンターとすることとしました。

2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県障害者総合相談所条例の制定（栃木県条例第6号）

1 設置（第1条関係）

身体に障害のある者等に対し、相談その他の必要な支援を行うことにより、その自立と社会参加を促進するため、栃木県障害者総合相談所（以下「相談所」という。）を宇都宮市に設置することとしました。

2 業務（第2条関係）

相談所は、身体障害者に関する相談及び指導のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと、知的障害者に関する相談及び指導のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと等の業務を行うこととしました。

3 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金条例の制定（栃木県条例第7号）

宇都宮市及び芳賀町が実施する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第9条第3項の認定を受けた軌道運送高度化実施計画に定められた軌道運送高度化事業を支援し、持続可能な地域公共交通網の形成を促進することを目的とする栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金（以下「基金」という。）を設置するため、次のとおり条例を制定することとしました。

1 積立て（第2条関係）

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとしました。

2 処分（第6条関係）

基金は、基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることとしました。

3 その他

基金の管理に関し必要な事項を定めることとしました。

4 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理（栃木県条例第8号）

1 地方自治法等の一部改正に伴い、次の条例について所要の規定の整備をすることとしました。

(1) 職員の退職手当に関する条例（第9条関係）

(2) 栃木県監査委員条例（第2条及び第3条関係）

(3) 栃木県病院事業の設置等に関する条例（第7条関係）

(4) 栃木県公営企業の設置等に関する条例（第11条関係）

2 この条例は、平成32年4月1日から施行することとしました。ただし、1の(1)及び(2)は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（栃木県条例第9号）

1 人事院規則9-129（東日本大震災に対処するための人事院規則9-30（特殊勤務手当）の特例）の改正に鑑み、福島原発敷地内等作業手当を原子力事業所敷地内等作業手当に改めることとしました。（第2条、第27条及び附則第2項関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県水防協議会条例等の一部改正等（栃木県条例第10号）

1 栃木県水防協議会条例関係（第6条関係）

栃木県水防協議会の委員の任期を3年（現行2年）とすることとしました。

2 栃木県准看護師試験委員条例関係（第3条関係）

准看護師試験委員の任期を3年（現行2年）とすることとしました。

3 栃木県立図書館協議会に関する条例関係（第2条関係）

栃木県立図書館協議会の委員の任期を3年（現行2年）とすることとしました。

- 4 栃木県固定資産評価審議会条例関係（第4条関係）
栃木県固定資産評価審議会の委員の任期を3年（現行2年）とすることとしました。
- 5 栃木県地方薬事審議会条例関係（第3条関係）
栃木県地方薬事審議会の委員の任期を3年（現行2年）とすることとしました。
- 6 栃木県職業能力開発審議会条例関係（第3条関係）
栃木県職業能力開発審議会の委員の任期を3年（現行2年）とすることとしました。
- 7 栃木県開発審査会条例関係（第3条関係）
栃木県開発審査会の委員の任期を3年（現行2年）とすることとしました。
- 8 栃木県交通安全対策会議条例関係（第3条関係）
栃木県交通安全対策会議の委員の任期を3年（現行2年）とすることとしました。
- 9 栃木県立美術館条例関係（第10条関係）
栃木県立美術館評議員会の評議員の任期を3年（現行2年）とすることとしました。
- 10 栃木県文化財保護審議会条例関係（第4条関係）
栃木県文化財保護審議会の委員の任期を3年（現行2年）とすることとしました。
- 11 栃木県立博物館条例関係（第10条関係）
栃木県立博物館協議会の委員の任期を3年（現行2年）とすることとしました。
- 12 栃木県生涯学習審議会条例関係
 - (1) 栃木県生涯学習審議会の委員の任期を3年（現行2年）とすることとしました。（第3条関係）
 - (2) 所要の規定の整備をすることとしました。
- 13 栃木県障害者施策推進審議会条例関係（第3条関係）
栃木県障害者施策推進審議会の委員の任期を3年（現行2年）とすることとしました。
- 14 栃木県環境審議会条例関係（第3条関係）
栃木県環境審議会の委員の任期を3年（現行2年）とすることとしました。
- 15 栃木県事業認定審議会条例関係（第3条関係）
栃木県事業認定審議会の委員の任期を3年（現行2年）とすることとしました。
- 16 栃木県男女共同参画推進条例関係（第22条関係）
栃木県男女共同参画審議会の委員の任期を3年（現行2年）とすることとしました。
- 17 栃木県人権尊重の社会づくり条例関係（第6条関係）
栃木県人権施策推進審議会の委員の任期を3年（現行2年）とすることとしました。
- 18 栃木県景観条例関係（第29条関係）
栃木県景観審議会の委員の任期を3年（現行2年）とすることとしました。
- 19 栃木県青少年健全育成条例関係（第51条関係）
栃木県青少年健全育成審議会の委員の任期を3年（現行2年）とすることとしました。
- 20 栃木県文化振興条例関係（第27条関係）
栃木県文化振興審議会の委員の任期を3年（現行2年）とすることとしました。
- 21 栃木県スポーツ推進審議会条例関係（第3条関係）
栃木県スポーツ推進審議会の委員の任期を3年（現行2年）とすることとしました。
- 22 栃木県社会教育委員条例関係（第2条関係）
栃木県社会教育委員の任期を3年（現行2年）とすることとしました。
- 23 栃木県いじめ問題対策委員会条例関係（第4条関係）
栃木県いじめ問題対策委員会の委員の任期を3年（現行2年）とすることとしました。
- 24 栃木県薬物の濫用の防止に関する条例関係（第21条関係）
栃木県薬物指定審査会の委員の任期を3年（現行2年）とすることとしました。
- 25 栃木県行政不服審査会条例関係（第4条関係）
栃木県行政不服審査会の委員の任期を3年（現行2年）とすることとしました。
- 26 栃木県障害者差別解消推進条例関係（第19条関係）
栃木県障害者差別解消推進委員会の委員の任期を3年（現行2年）とすることとしました。
- 27 栃木県附属機関に関する条例関係（別表関係）
栃木県宅地建物取引業審議会は、廃止することとしました。
- 28 栃木県建設業審議会条例関係
栃木県建設業審議会条例は、廃止することとしました。
- 29 施行期日等
 - (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇**栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正**（栃木県条例第11号）

- 1 児童福祉法施行規則の一部改正等に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（別表第1関係）
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇**栃木県手数料条例の一部改正**（栃木県条例第12号）

- 1 危険物取扱者免状の交付手数料及び再交付手数料の額を引き上げることとしました。
- 2 危険物取扱者試験の受験手数料の額を引き上げることとしました。
- 3 消防設備士免状の交付手数料及び再交付手数料の額を引き上げることとしました。
- 4 消防設備士試験の受験手数料の額を引き上げることとしました。
- 5 土壌汚染対策法の一部改正に伴い、汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認申請手数料、汚染土壌処理業者である法人の合併及び分割の承認申請手数料並びに汚染土壌処理業の相続に係る承認申請手数料を新設することとしました。
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請手数料及び当該特例の認定に係る事項の変更認定申請手数料を新設することとしました。
- 7 破砕業の事業の範囲の変更許可申請手数料の額を引き下げることとしました。
- 8 容器検査手数料及び容器再検査手数料の額を引き下げることとしました。
- 9 充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更許可申請手数料の額を引き下げることとしました。
- 10 砂利採取計画の認可申請手数料及び変更認可申請手数料の額を引き下げることとしました。
- 11 栃木県産業技術センターの耐食性試験手数料の額を引き上げることとしました。
- 12 栃木県産業技術センターの冷熱衝撃試験手数料を新設することとしました。
- 13 栃木県産業技術センター窯業技術支援センターの窯業材料等の耐火度、耐圧強度、吸水率又は比重等の物理試験手数料の下限額を引き上げることとしました。
- 14 二級建築士試験及び木造建築士試験の受験手数料の額を引き上げることとしました。（以上別表第1関係）
- 15 施行期日等

(1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。ただし、1～4は、同年5月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇**地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターの設立に伴う関係条例の整理**（栃木県条例第13号）

- 1 地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターの設立に伴い、次の条例について所要の規定の整備をするとともに、とちぎリハビリテーションセンター設置、管理及び使用料条例を廃止することとしました。
 - (1) 栃木県手数料条例（別表第1関係）
 - (2) 栃木県病院事業の設置等に関する条例（第3条及び別表関係）
 - (3) 栃木県職員定数条例（第2条関係）

2 施行期日等

(1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇**地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会条例の一部改正**（栃木県条例第14号）

- 1 地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事務をつかさどることとしました。（第2条関係）
 - (1) 法第26条第1項の認可に関する事項について、知事の諮問に応じて意見を述べること。
 - (2) 法第28条第1項の評価に関する事項について、知事の諮問に応じて意見を述べること。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇**栃木県医師修学資金貸与条例の一部改正**（栃木県条例第15号）

- 1 修学資金に利息を付するため、所要の規定の整備をすることとしました。（第4条及び第9条～第11条関係）
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇**栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例の一部改正**（栃木県条例第16号）

- 1 大型電波暗室の使用料の額を引き上げることとしました。
- 2 栃木県産業技術センターにおいて新たに設置される食品試作室、食品原料前処理室及び食品官能試験室（個室型）並びに新たに利用に供する食品官能試験室の使用料の額を定めることとしました。
- 3 栃木県産業技術センター窯業技術支援センターにおいて新たに設置される多目的ルームの使用料の額を定めることとしました。（以上別表関係）

4 施行期日等

- (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正（栃木県条例第17号）

- 1 土地改良法の一部改正に伴い、同法第91条の2第6項の規定により、県が徴収する特別徴収金の徴収に關し必要な事項を定めることとしました。（第1条、第2条及び第7条～第10条関係）
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。
- 3 施行期日等

- (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県営住宅条例の一部改正（栃木県条例第18号）

- 1 公営住宅法の一部改正に伴い、知事は、収入の申告をすること等が困難な事情にあると認める認知症である者等の入居者について、官公署への書類の閲覧の請求等により把握した収入に基づき家賃を決定することができることとしました。（第13条及び第14条関係）
- 2 知事は、家賃に係る債権その他の県営住宅及び共同施設等の管理に係る債権について消滅時効の期間が経過したときは、当該債権を放棄することができることとしました。
- 3 知事は、2により債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならないこととしました。（以上第31条の2関係）

4 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇学校職員定数条例の一部改正（栃木県条例第19号）

- 1 学校職員の定数を次のとおりとすることとしました。（第3条関係）
 - (1) 県立学校職員 5,136人
 - (2) 市町村立学校職員 11,537人

2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県公立学校職員給与条例の一部改正（栃木県条例第20号）

- 1 公立小中学校の統廃合に伴い、へき地学校等について、所要の規定の整備をすることとしました。（別表第3関係）
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇非常勤教育職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（栃木県条例第21号）

- 1 県立学校の健康診断嘱託医の報酬額を1校ごとに日額19,050円とすること等としました。（別表関係）
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県警察関係手数料条例の一部改正（栃木県条例第22号）

- 1 風俗営業の営業所の構造又は設備の変更の承認申請手数料等の額を改定することとしました。（第2条関係）
- 2 火薬類運搬証明書の交付手数料の額を改定することとしました。（第4条関係）
- 3 質屋営業の許可申請手数料の額を改定することとしました。（第5条関係）
- 4 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の運搬証明書の書換え手数料の額を改定することとしました。（第6条関係）
- 5 銃砲又は刀剣類の所持許可証の再交付手数料等の額を改定することとしました。（第7条関係）
- 6 運転免許試験手数料等の額を改定することとしました。（第8条関係）
- 7 警備員指導教育責任者資格者証の書換え手数料等の額を改定することとしました。（第10条関係）
- 8 自動車運転代行業の認定申請手数料等の額を改定することとしました。（第11条関係）
- 9 探偵業に係る変更届出があったことを証する書面の交付手数料等の額を改定することとしました。（第12条関係）

10 施行期日等

- (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の制定（栃木県条例第23号）

- 1 介護保険法の一部改正に伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるため、条例を制定することとしました。
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部改正（栃木県条例第24号）

- 医療法等の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。
- 1 病院及び診療所の開設許可の申請等に係る既存の病床数等を算定するに当たっては、無菌病室又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床については既存の病床数等に算定することとしました。
 - 2 病院及び診療所の開設許可の申請等に係る既存の病床数を算定するに当たっては、介護老人保健施設の入所定員数は、既存の病床数とみなさないこととしました。（以上第3条、第4条及び附則第2条関係）
 - 3 所要の規定の整備をすることとしました。
 - 4 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正等（栃木県条例第25号）

介護保険法等の一部改正に伴い、介護医療院が創設されること等のため、次のとおり改廃をすることとしました。

- 1 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例関係
 - (1) 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないこととしました。（第18条関係）
 - (2) 所要の規定の整備をすることとしました。
- 2 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例関係
 - (1) 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないこととしました。（第17条関係）
 - (2) 所要の規定の整備をすることとしました。
- 3 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例関係
 - (1) 特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームが定めておかなければならない規程に係る施設の運営についての重要事項として、緊急時等における対応方法を追加することとしました。（第8条及び第35条関係）
 - (2) 特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないこととしました。（第16条及び第37条関係）
 - (3) 所要の規定の整備をすることとしました。
- 4 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例関係
 - (1) 指定訪問介護事業所のサービス提供責任者の業務に、居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うことを追加することとしました。（第29条関係）
 - (2) 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業者若しくは基準該当居宅介護支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対し、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならないこととしました。（第36条の2関係）
 - (3) 共生型訪問介護の事業を行う指定居宅介護事業者又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該共生型訪問介護の事業を行う際に満たすべき基準を定めることとしました。（第42条の2及び第42条の3関係）
 - (4) 共生型通所介護の事業を行う指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者、指定児童発達支援事業者（主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定児童発達支援を提供する事業者を除く。）又は指定放課後等デイサービス事業者（主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービスを提供する事業者を除く。）が当該共生型通所介護の事業を行う際に満たすべき基準を定めることとしました。（第114条及び第115条関係）
 - (5) 共生型短期入所生活介護の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害者支援施設が指定短期入所の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部若しくは一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該共生型短期入所生活介護の事業を行う際に満たすべき基準を定めることとしました。（第181条の2及び第181条の3関係）

- (6) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないこととしました。(第226条関係)
 - (7) 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針に、指定福祉用具貸与の提供に当たっては、全国平均貸与価格及び同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供することを追加することとしました。(第255条関係)
 - (8) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者に係る介護支援専門員にも交付しなければならないこととしました。(第256条関係)
 - (9) 所要の規定の整備をすることとしました。
 - 5 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例関係
 - (1) 共生型介護予防短期入所生活介護の事業を行う指定短期入所事業者(指定障害者支援施設が指定短期入所の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部若しくは一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該共生型介護予防短期入所生活介護の事業を行う際に満たすべき基準を定めることとしました。(第165条の2及び第165条の3関係)
 - (2) 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないこととしました。(第212条関係)
 - (3) 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針に、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、全国平均貸与価格及び同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供することを追加することとしました。(第251条関係)
 - (4) 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に係る介護支援専門員にも交付しなければならないこととしました。(第252条関係)
 - (5) 所要の規定の整備をすることとしました。
 - 6 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例関係
 - (1) 指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないこととしました。(第16条及び第48条関係)
 - (2) 指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設が定めておかななければならない規程に係る施設の運営についての重要事項として、緊急時等における対応方法を追加することとしました。(第29条及び第52条関係)
 - (3) 所要の規定の整備をすることとしました。
 - 7 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例関係
 - (1) 介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないこととしました。(第16条及び第47条関係)
 - (2) 所要の規定の整備をすることとしました。
 - 8 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例関係(第17条及び第48条関係)
指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないこととしました。
 - 9 栃木県手数料条例関係(別表第1関係)
介護医療院の開設許可申請手数料及び変更許可申請手数料を新設することとしました。
 - 10 栃木県看護職員修学資金貸与条例関係(第2条関係)
養成施設を卒業し、又は看護学修士課程を修了した後、県内の介護医療院において業務に従事する意思を有する者を、修学資金の貸与の対象者に加えることとしました。
 - 11 栃木県准看護師修学資金貸与条例関係(第2条関係)
養成所を卒業した後、県内の介護医療院において准看護師の業務に従事する意思を有する者を、修学資金の貸与の対象者に加えることとしました。
 - 12 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例関係
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例は、廃止することとしました。
 - 13 施行期日等
 - (1) この条例は、一部を除き、平成30年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。
- ◇指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正(栃木県条例第26号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正に伴い、創設される就労定着支援、自立生活援助及び居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者が当該サービス等を提供する際に満たすべき基準を定めること等のため、次のとおり改正することとしました。

- 1 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例関係
 - (1) 共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業を行う際に満たすべき基準及び共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業を行う際に満たすべき基準を定めることとしました。(第45条の2～第45条の4関係)
 - (2) 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならないこととしました。(第88条の2関係)
 - (3) 共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等(指定児童発達支援事業者又は指定放課後等デイサービス事業者をいう。)、指定通所介護事業者等(指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。)、及び指定小規模多機能型居宅介護事業者等(指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)が当該事業を行う際に満たすべき基準を定めることとしました。(第96条の2～第96条の5関係)
 - (4) 共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等(指定短期入所生活介護事業者又は指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。)、及び指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業を行う際に満たすべき基準を定めることとしました。(第111条の2～第111条の4関係)
 - (5) 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等及び指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業を行う際に満たすべき基準を定めることとしました。(第150条の2～第150条の4関係)
 - (6) 共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等及び指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業を行う際に満たすべき基準を定めることとしました。(第160条の2～第160条の4関係)
 - (7) 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならないこととしました。(第167条の2関係)
 - (8) 指定就労定着支援の事業を行う者が当該事業を行う際に満たすべき基準を定めることとしました。(第194条の2～第194条の12関係)
 - (9) 指定自立生活援助の事業を行う者が当該事業を行う際に満たすべき基準を定めることとしました。(第194条の13～第194条の20関係)
 - (10) 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業を行う者が当該事業を行う際に満たすべき基準を定めることとしました。(第201条の2～第201条の11関係)
 - (11) 所要の規定の整備をすることとしました。
- 2 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例関係
 - (1) 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合における当該施設の人員に関する基準及び設備に関する基準の特例を廃止することとしました。(第6条及び第10条関係)
 - (2) 所要の規定の整備をすることとしました。
- 3 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例関係
 - (1) 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならないこととしました。(第44条の2関係)
 - (2) 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならないこととしました。(第64条の2関係)
 - (3) 所要の規定の整備をすることとしました。
- 4 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例関係
 - (1) 児童指導員及び障害福祉サービス経験者を指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。))及び基準該当児童発達支援事業所に置くべき従業員とすることとしました。
 - (2) 指定児童発達支援事業所及び基準該当児童発達支援事業所に置かなければならない児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないこととしました。(以上第6条及び第56条関係)
 - (3) 指定児童発達支援事業者及び基準該当児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援及び基準

該当児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、自ら評価を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならないこととしました。

- (4) 指定児童発達支援事業者及び基準該当児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、(3)の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととしました。(以上第27条及び第59条関係)
- (5) 共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者、指定通所介護事業者等及び指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業を行う際に満たすべき基準を定めることとしました。(第55条の2～第55条の5関係)
- (6) 共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定生活介護事業者、指定通所介護事業者等及び指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業を行う際に満たすべき基準を定めることとしました。(第78条の2関係)
- (7) 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う際に満たすべき基準を定めることとしました。(第81条の2～第81条の9関係)
- (8) 所要の規定の整備をすることとしました。
- 5 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例関係
 - (1) 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスとを同一の施設において一体的に提供している場合における当該施設の人員に関する基準及び設備に関する基準の特例を廃止することとしました。(第5条及び第6条関係)
 - (2) 所要の規定の整備をすることとしました。
- 6 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例関係
所要の規定の整備をすることとしました。
- 7 施行期日等
 - (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。
 - (3) 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

◇栃木県議会の会期に関する条例の一部改正(栃木県条例第27号)

- 1 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの会期における栃木県議会の定例日を定めることとしました。(別表関係)
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 栃木県がん対策推進条例
- 二 地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターへの職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める条例
- 三 栃木県障害者総合相談所条例
- 四 栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金条例
- 五 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 六 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 七 栃木県水防協議会条例等の一部を改正する等の条例
- 八 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 九 栃木県手数料条例の一部を改正する条例
- 十 地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターの設立に伴う関係条例の整理に関する条例
- 十一 地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会条例の一部を改正する条例
- 十二 栃木県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 十三 栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例
- 十四 栃木県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
- 十五 栃木県県営住宅条例の一部を改正する条例
- 十六 学校職員定数条例の一部を改正する条例

- 十七 栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例
- 十八 非常勤教育職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 十九 栃木県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
- 二十 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- 二十一 病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 二十二 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例
- 二十三 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
- 二十四 栃木県議会の会期に関する条例の一部を改正する条例

平成三十年三月二十六日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第四号

栃木県がん対策推進条例

目次

前文

第一章 総則(第一条―第十一条)

第二章 がん対策の推進に関する基本的施策(第十二条―第二十条)

第三章 栃木県がん対策推進協議会(第二十一条)

附則

誰もが生涯にわたって健やかに、そして、たとえがんに罹患しても安心して暮らすことのできる地域社会の実現は、全ての県民の願いである。

一方で、高齢化の進展等に伴い、がん患者が増加しており、がんは、生涯において日本人の一人に一人が罹患するといわれるなど、高齢者のみならず、子ども、働き盛りの者等を含め、県民誰もが罹患する可能性のある身近な疾病となっている。

近年の医療提供体制の整備、医療技術の進歩等により、がん罹患した後の生存率は向上しているものの、それに伴い、がん患者の療養生活等の質の維持向上、社会生活との継続的かつ円滑な両立等を図ることが課題となっている。

こうした中、がん患者及びその家族をはじめとする全ての県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るためには、がんの予防及び早期発見の推進、がんに係る医療の充実等の取組に加え、県民ががんに関する正しい知識並びにがん患者及びその家族に関する理解を深め、関係者の相互の密接な連携の下、全てのがん患者及びその家族を地域社会全体で支え合うための取組を進めていくことが求められている。

ここに、私たちは、県民一人一人ががんを知り、がんと共生する地域社会を構築することを目指し、県を挙げてがん対策の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、がん対策の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、がん対策の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、がん対策の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保持及び増進を図るとともに、がん患者(がん患者であつた者を含む。以下同じ。)及びその家族(以下「がん患者等」という。)が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 がん対策は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- 一 がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく良質かつ適切なが

んに係る医療（以下「がん医療」という。）を切れ目なく受けることができるようにすること。

- 一 がん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるよう、がん医療を提供する体制の整備がなされること。
- 二 がんの特性、がん患者等の置かれている状況等に応じ、がん患者等が福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにすること。
- 三 がん患者等に関する県民の理解が深められ、がん患者等が円滑な社会生活を営むことのできる社会環境の整備が図られること。
- 四 県、市町村、医療機関、医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第二項に規定する保険者及び同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）、事業者、学校、患者団体（がん患者等の団体その他のがん患者等の支援に関する活動を行う民間の団体をいう。以下同じ。）等の相互の密接な連携の下に実施されること。
- 五 がんの予防、罹患、診療、転帰等に関する個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）の保護について適正な配慮がなされるようにすること。

（県の責務）

第三条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、がん対策の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、がん対策の推進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、保健、福祉、雇用、教育等の関連施策との有機的な連携を図るものとする。

（県と市町村との協力）

第四条 県及び市町村は、それぞれが実施するがん対策の推進に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（県民の責務）

第五条 県民は、基本理念にのっとり、がんに関する正しい知識（喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症等に関する正しい知識をいう。以下同じ。）を持ち、がんの予防に必要な注意を払い、必要に応じ、がん検診を受けるよう努めるほか、がん患者等に関する理解を深めるよう努めるものとする。

（医療機関の責務）

第六条 医療機関は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施するがん対策の推進に関する施策に協力し、がんの予防及び早期発見に寄与するよう努めるとともに、がん患者等の置かれている状況に応じ、他の医療機関との連携を図りつつ、良質かつ適切ながん医療の提供等を行うよう努めるものとする。

- 2 栃木県立がんセンターは、前項に規定するがん医療の提供等に関する医療機関の間における連携体制の強化、がん登録（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一十一号）第二条第二項に規定するがん登録をいう。以下同じ。）及びこれにより得られた情報に基づくがんに係る調査研究（がんの罹患、診療、転帰等の状況の把握及び分析その他のがんに係る調査研究をいう。以下同じ。）の推進等について中核的な役割を果たすよう努めるものとする。

（医療保険者の責務）

第七条 医療保険者は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施するがんの予防及び早期発見に関する普及啓発等の施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、がんに関する正しい知識を持ち、がん患者等に関する理解を深めるよう努めるとともに、県及び市町村が実施するがん対策の推進に関する施策に協力し、がん患者等が働きやすい職場環境の整備に努めるものとする。

(保健、福祉、雇用、教育等に関する業務を行う関係機関等の責務)

第九条 保健、福祉、雇用、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間の団体は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施するがん対策の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(がん対策推進計画の策定)

第十条 知事は、がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）第十二条第一項に規定するがん対策の推進に関する計画（以下「がん対策推進計画」という。）の策定に当たっては、この条例の趣旨を踏まえるとともに、あらかじめ、栃木県がん対策推進協議会の意見を聴かなければならない。

2 知事は、がん対策推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 前二項の規定は、がん対策推進計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第十一条 県は、がん対策の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 がん対策の推進に関する基本的施策

(がんの予防の推進)

第十二条 県は、がんの予防の推進を図るため、市町村、医療機関、医療保険者、事業者等と連携し、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣の改善を促進すること。

二 受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）の防止を促進すること。

三 肝炎その他のがんの原因となるおそれのある感染症の早期発見及び早期治療の推進を図ること。

(がんの早期発見の推進)

第十三条 県は、がんの早期発見の推進を図るため、市町村、医療機関、医療保険者、医療関係団体（医師その他の医療従事者が組織する団体をいう。以下同じ。）等と連携し、市町村及び職域において実施されるがん検診の受診率及び質の向上を促進することその他必要な施策を講ずるものとする。

(がん医療の充実)

第十四条 県は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた良質かつ適切ながん医療を切れ目なく受けることができるよう、拠点病院（専門的ながん医療の提供等の拠点となる病院として厚生労働大臣が指定するもの及びこれと同等の機能を有する病院として知事が指定するものをいう。以下同じ。）、医療関係団体等と連携し、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 拠点病院における標準的な手術、放射線療法、化学療法等の提供体制の充実を促進すること。

二 拠点病院における科学的知見に基づく先進的ながん医療の提供体制の整備を促進すること。

三 地域の実情に応じた拠点病院と他の医療機関等との連携体制の強化を促進すること。

四 がん医療に係る医療従事者の育成を図ること。

(緩和ケアの充実)

第十五条 県は、がん患者等の置かれている状況に応じ、緩和ケア（がん等の患者及びその家族に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することにより当該がん等の患者の療養生活（これに係るその家族の生活を含む。）の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療、看護その他の行為をいう。以下同じ。）が、がんと診断された時から適切に提供されるよう、拠点病院、医療関係団体、市町村等と連携し、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 がんと診断された時からの緩和ケアの提供に関する普及啓発を図ること。
- 二 がん患者の心身の状態、療養する地域等に応じた緩和ケアの提供体制の充実を促進すること。
- 三 緩和ケアに携わる医療従事者等の育成を図ること。
(がん患者等に対する相談支援及び情報提供の充実)

第十六条 県は、がん患者等からのがんに関する各種の相談に応じ、その必要とする正確な情報の提供及び助言が適切に行われるよう、拠点病院、患者団体等と連携し、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 拠点病院におけるがん患者等に対する相談支援及び科学的知見に基づく情報の提供を行う体制の充実を促進すること。
- 二 患者団体が行うがん患者等の支援、情報交換等の活動を支援すること。
- 三 がん患者等に対する相談支援及び情報提供に携わる医療従事者等の育成を図ること。
(がん患者等における仕事と治療等との両立の促進)

第十七条 県は、がん患者等の置かれている状況に応じ、その仕事と治療等との両立を促進するため、拠点病院、事業者、経済団体等と連携し、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 がん患者等の就労に関する事業者の理解を促進すること。
- 二 事業者によるがん患者等が働きやすい職場環境の整備を促進すること。
- 三 拠点病院等におけるがん患者等の就労に関する支援体制の充実を促進すること。
(がん患者の年齢その他の特性に応じたがん医療及び支援の充実)

第十八条 県は、がん患者の年齢その他の特性に応じたがん医療及び支援の充実を図るため、拠点病院、医療関係団体、患者団体等と連携し、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 小児がんその他の若年において発症するがん（以下「小児がん等」という。）の特性、高齢のがん患者の心身の状態等に応じたがん医療の充実を促進すること。
- 二 小児がん等の患者（患者であつた者を含む。以下同じ。）又は高齢のがん患者の意向を尊重した治療方法の選択等に係る相談支援及び情報提供の充実を促進すること。
- 三 療養中の小児がん等の患者に関する教育環境の整備充実を図ること。
(がんに関する教育の推進)

第十九条 県は、県民ががんに関する正しい知識及びがん患者等に関する理解を深めることができるよう、市町村、拠点病院、医療関係団体、患者団体等と連携し、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(がん登録等の推進)

第二十条 県は、がんに係る調査研究を促進し、がん検診及びがん医療の質の向上、県民に対するがんについての情報提供の充実等の施策を科学的知見に基づき実施するため、医療機関、医療関係団体、患者団体等と連携し、がん登録及びこれにより得られた情報の活用等の推進を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第三章 栃木県がん対策推進協議会

第二十一条 この条例の規定によりその権限に属させられた事務及びがん登録等の推進に関す

る法律の規定に基づき同法第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の権限に属させられた事務を処理し、並びに知事の諮問に応じ、がん対策の推進に関する事項を調査審議するため、栃木県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、前項に規定するもののほか、がん対策の推進に関し必要と認められる事項について、知事に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、委員二十人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
 - 一 がん患者等を代表する者
 - 二 拠点病院を代表する者
 - 三 医療関係団体を代表する者
 - 四 医療保険者を代表する者
 - 五 事業者を代表する者
 - 六 保健、福祉、雇用、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間の団体を代表する者
 - 七 個人情報保護に関する学識経験のある者
 - 八 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者
- 5 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 栃木県がん登録等審議会条例（平成二十七年栃木県条例第四十九号）は、廃止する。
(健康増進課)

栃木県条例第五号

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターへの職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める条例

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターに係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十九条第二項の条例で定める県の内部組織は、地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターの設立に伴う関係条例の整理に関する条例（平成三十年栃木県条例第十三号）第四条の規定による廃止前のとちぎリハビリテーションセンター設置、管理及び使用料条例（平成十二年栃木県条例第五号）第一条に規定するとちぎリハビリテーションセンターとする。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(保健福祉課)

栃木県条例第六号

栃木県障害者総合相談所条例

(設置)

- 1 身体に障害のある者等に対し、相談その他の必要な支援を行うことにより、その自立と社会参加を促進するため、栃木県障害者総合相談所（以下「相談所」という。）を宇都宮市に設置する。
- 2 相談所は、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第九条第七項に規定する身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項に規定する知的障害者更生相談所とする。

(業務)

第二条 相談所は、次に掲げる業務を行う。

- 一 身体障害者福祉法に基づく市町村の援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと（同法第十八条第二項の措置に係るものに限る。）並びに同法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）に関する相談及び指導のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと、身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと並びに必要に応じ障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第二十五項に規定する補装具の処方及び適合判定を行うこと。
- 二 知的障害者福祉法に基づく市町村の更生援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと（同法第十六条第一項第二号の措置に係るものに限る。）並びに知的障害者に関する相談及び指導のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと並びに十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項及び第三項、第二十六条第一項、第五十一条の七第二項及び第三項、第五十一条の十一、第七十四条並びに第七十六条第三項に規定する業務を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な業務

(規則への委任)

第三条 この条例に定めるもののほか、相談所の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(障害福祉課)

栃木県条例第七号

栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金条例

(設置)

第一条 宇都宮市及び芳賀町が実施する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第九条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の認定を受けた同法第八条第一項に規定する軌道運送高度化実施計画に定められた同法第二条第六号に規定する軌道運送高度化事業を支援し、持続可能な地域公共交通網の形成を促進するため、栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定

めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(交通政策課)

栃木県条例第八号

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第九条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員(第一条第六号に規定する職員で任期の定めのあるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)以外の地方公務員又は国家公務員(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続いて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支払を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法</p>	<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第九条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員(第一条第六号に規定する職員で任期の定めのあるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)以外の地方公務員又は国家公務員(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続いて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支払を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法</p>

(平成十五年法律第百十八号) 第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。) の退職手当の支給の基準(同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。以下同じ。)において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に十二を乗じて得た数(未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続きた在職期間には含まないものとする。

一 略

二 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公社若しくは公庫等(国家公務員退職手当法第七条の二第一項に規定する公庫等をいう。以下同じ。)(以下「一般地方独立行政法人等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。)が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続き当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員(以下「特定地方公務員」という。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)に関する規程において、地方公務員又は他

(平成十五年法律第百十八号) 第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。) の退職手当の支給の基準(同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。以下同じ。)において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に十二を乗じて得た数(未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続きた在職期間には含まないものとする。

一 略

二 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第八条第三項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公社若しくは公庫等(国家公務員退職手当法第七条の二第一項に規定する公庫等をいう。以下同じ。)(以下「一般地方独立行政法人等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。)が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続き当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員(以下「特定地方公務員」という。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)に関する規程において、地方公務員又は他

の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び非常勤勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

三〇七 略
6〇10 略

の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び非常勤勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

三〇七 略
6〇10 略

(栃木県監査委員条例の一部改正)

第二条 栃木県監査委員条例(昭和三十九年栃木県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条 略</p> <p>(常勤の監査委員)</p> <p>第二条 法第九十六條第五項の規定により、職員を有する者のうちから選任される監査委員のうち常勤とする監査委員の数は、一人とする。</p> <p>(議員のうちから選任する監査委員)</p>	<p>第一条 略</p> <p>(議員のうちから選任する監査委員)</p>

第三条 法第九十六條第六項の規定により、議員のうちから選任する監査委員の数は、二人とする。

第二条 法第九十六條第一項の規定により、議員のうちから選任する監査委員の数は、二人とする。

(常勤の監査委員)

第三条 法第九十六條第五項の規定により、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち常勤とする監査委員の数は、一人とする。

(栃木県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第三条 栃木県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年栃木県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第七条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の二第八項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が十万元以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第七条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第八項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が十万元以上である場合とする。</p>

(栃木県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第四条 栃木県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年栃木県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第十一条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の二第八項の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が百万元以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第十一条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第八項の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が百万元以上である場合とする。</p>

この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、第一条及び第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

栃木県条例第九号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 十七 略</p> <p><u>十八 原子力事業所敷地内等作業手当</u></p> <p>(原子力事業所敷地内等作業手当)</p> <p>第二十七条 <u>原子力事業所敷地内等作業手当は、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合で、職員が原子力事業所の敷地の区域その他の人事委員会規則で定める区域において作業に従事したときに支給する。</u></p> <p>2) <u>前項に規定する手当の額は、従事した日一日につき四万円を超えない範囲で、人事委員会規則で定める。</u></p> <p>第二十八条 略</p> <p>附 則</p> <p>① 略</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 十七 略</p> <p>第二十七条 略</p> <p>附 則</p> <p>2) 1) <u>平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島原発」という。）の事故の特殊性に鑑み、福島原発の敷地及びその周辺の区域であつて人事委員会規則で定めるものにおいて職員が作業に従事したときは、第二条の規定にかかわらず、福島原発敷地内等作業手当を支給するものとし、その額は、従事した日一日につき四万円を超えない範囲で人事委員会規則で定める。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(人事課)

栃木県条例第十号

栃木県水防協議会条例等の一部を改正する等の条例

(栃木県水防協議会条例の一部改正)

第一条 栃木県水防協議会条例(昭和三十四年栃木県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第六条 関係行政機関の職員たる委員及び臨時委員の任期は当該職にある期間とし、その他の委員及び臨時委員の任期は三年とする。ただし、補欠の委員及び臨時委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>	<p>第六条 関係行政機関の職員たる委員及び臨時委員の任期は当該職に在る期間とし、その他の委員及び臨時委員の任期は二年とする。但し、補欠の委員及び臨時委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>

(栃木県准看護師試験委員条例の一部改正)

第二条 栃木県准看護師試験委員条例(昭和三十九年栃木県条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委員の任期)</p> <p>第三条 委員(県職員のうちから任命された者を除く。)の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(委員の任期)</p> <p>第三条 委員(県職員のうちから任命された者を除く。)の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>

(栃木県立図書館協議会に関する条例の一部改正)

第三条 栃木県立図書館協議会に関する条例(昭和三十七年栃木県条例第七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(委員の任命の基準等)	(委員の任命の基準等)

<p>第二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員の任期は、<u>三年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 略</p>	<p>第二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員の任期は、<u>二年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 略</p>
---	---

(栃木県固定資産評価審議会条例の一部改正)

第四条 栃木県固定資産評価審議会条例(昭和三十七年栃木県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委員の任期)</p> <p>第四条 委員の任期は、<u>三年</u>とし、再任とされることを妨げない。</p> <p>2 略</p>	<p>(委員の任期)</p> <p>第四条 委員の任期は、<u>二年</u>とし、再任とされることを妨げない。</p> <p>2 略</p>

(栃木県地方薬事審議会条例の一部改正)

第五条 栃木県地方薬事審議会条例(昭和三十八年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委員の任期)</p> <p>第三条 委員の任期は、<u>三年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(委員の任期)</p> <p>第三条 委員の任期は、<u>二年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>

(栃木県職業能力開発審議会条例の一部改正)

第六条 栃木県職業能力開発審議会条例(昭和三十四年栃木県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委員の任期)</p> <p>第三条 委員の任期は、<u>三年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期</p>	<p>(委員の任期)</p> <p>第三条 委員の任期は、<u>二年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期</p>

<p>間とする。</p> <p>2 略</p>	<p>間とする。</p> <p>2 略</p>
-------------------------	-------------------------

(栃木県開発審査会条例の一部改正)

第七条 栃木県開発審査会条例(昭和四十四年栃木県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委員の任期等)</p> <p>第三条 審査会の委員の任期は、<u>三年</u>とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(委員の任期等)</p> <p>第三条 審査会の委員の任期は、<u>二年</u>とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2・3 略</p>

(栃木県交通安全対策会議条例の一部改正)

第八条 栃木県交通安全対策会議条例(昭和四十五年栃木県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委員及び特別委員)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 市町村長及び消防機関の長のうちから知事が任命する委員並びに知事が必要と認めて任命する委員の任期は、<u>三年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3～6 略</p>	<p>(委員及び特別委員)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 市町村長及び消防機関の長のうちから知事が任命する委員並びに知事が必要と認めて任命する委員の任期は、<u>一年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3～6 略</p>

(栃木県立美術館条例の一部改正)

第九条 栃木県立美術館条例(昭和四十七年栃木県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(評議員の任命の基準等)</p> <p>第十条 略</p>	<p>(評議員の任命の基準等)</p> <p>第十条 略</p>

2 略	2 略
3 評議員の任期は、 <u>三年</u> とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。	3 評議員の任期は、 <u>二年</u> とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
4 略	4 略

(栃木県文化財保護審議会条例の一部改正)

第十条 栃木県文化財保護審議会条例(昭和五十一年栃木県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(任期) 第四条 委員の任期は、 <u>三年</u> とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2・3 略	(任期) 第四条 委員の任期は、 <u>二年</u> とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2・3 略

(栃木県立博物館条例の一部改正)

第十一条 栃木県立博物館条例(昭和五十七年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委員の任命の基準等) 第十条 略 2 略 3 委員の任期は、 <u>三年</u> とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 略	(委員の任命の基準等) 第十条 略 2 略 3 委員の任期は、 <u>二年</u> とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 略

(栃木県生涯学習審議会条例の一部改正)

第十二条 栃木県生涯学習審議会条例(平成四年栃木県条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置)	(設置)

第一条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）第十条第一項の規定に基づき、栃木県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任期）

第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 略

第一条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）第十一条の規定に基づき、栃木県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任期）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 略

（栃木県障害者施策推進審議会条例の一部改正）

第十三条 栃木県障害者施策推進審議会条例（平成六年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（任期）</p> <p>第三条 委員の任期は、<u>三年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>	<p>（任期）</p> <p>第三条 委員の任期は、<u>二年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>

（栃木県環境審議会条例の一部改正）

第十四条 栃木県環境審議会条例（平成六年栃木県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（委員の任期等）</p> <p>第三条 委員の任期は、<u>三年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>（委員の任期等）</p> <p>第三条 委員の任期は、<u>二年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2・3 略</p>

（栃木県事業認定審議会条例の一部改正）

第十五条 栃木県事業認定審議会条例（平成十四年栃木県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(委員の任期)</p> <p>第三条 委員の任期は、<u>三年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;">(委員の任期)</p> <p>第三条 委員の任期は、<u>二年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>

(栃木県男女共同参画推進条例の一部改正)

第十六条 栃木県男女共同参画推進条例(平成十四年栃木県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第二十二条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 委員の任期は、<u>三年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6～9 略</p>	<p>第二十二条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 委員の任期は、<u>二年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6～9 略</p>

(栃木県人権尊重の社会づくり条例の一部改正)

第十七条 栃木県人権尊重の社会づくり条例(平成十五年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(栃木県人権施策推進審議会)</p> <p>第六条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 委員の任期は、<u>三年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6・7 略</p>	<p style="text-align: center;">(栃木県人権施策推進審議会)</p> <p>第六条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 委員の任期は、<u>二年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6・7 略</p>

(栃木県景観条例の一部改正)

第十八条 栃木県景観条例(平成十五年栃木県条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第二十九条 略 2～5 略 6 委員の任期は、<u>三年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 7～9 略</p>	<p>第二十九条 略 2～5 略 6 委員の任期は、<u>二年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 7～9 略</p>

(栃木県青少年健全育成条例の一部改正)

第十九条 栃木県青少年健全育成条例(平成十八年栃木県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第五十一条 略 2～4 略 5 委員の任期は、<u>三年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 6・7 略</p>	<p>第五十一条 略 2～4 略 5 委員の任期は、<u>二年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 6・7 略</p>

(栃木県文化振興条例の一部改正)

第二十条 栃木県文化振興条例(平成二十年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第二十七条 略 2～4 略 5 委員の任期は、<u>三年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 6・7 略</p>	<p>第二十七条 略 2～4 略 5 委員の任期は、<u>二年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 6・7 略</p>

(栃木県スポーツ推進審議会条例の一部改正)

第二十一条 栃木県スポーツ推進審議会条例(平成二十三年栃木県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委員の任期)</p> <p>第三条 委員の任期は、<u>三年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(委員の任期)</p> <p>第三条 委員の任期は、<u>二年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>

(栃木県社会教育委員条例の一部改正)

第二十二條 栃木県社会教育委員条例(平成二十六年栃木県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委員の委嘱の基準等)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員の任期は、<u>三年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 略</p>	<p>(委員の委嘱の基準等)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員の任期は、<u>二年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 略</p>

(栃木県いじめ問題対策委員会条例の一部改正)

第二十三條 栃木県いじめ問題対策委員会条例(平成二十六年栃木県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委員の任期)</p> <p>第四条 委員の任期は、<u>三年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(委員の任期)</p> <p>第四条 委員の任期は、<u>二年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>

(栃木県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

第二十四條 栃木県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年栃木県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(栃木県薬物指定審査会)</p> <p>第二十一条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 委員の任期は、<u>三年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5～7 略</p>	<p style="text-align: center;">(栃木県薬物指定審査会)</p> <p>第二十一条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 委員の任期は、<u>二年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5～7 略</p>

(栃木県行政不服審査会条例の一部改正)

第二十五条 栃木県行政不服審査会条例(平成二十八年栃木県条例第十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(委員の任期等)</p> <p>第四条 委員の任期は、<u>三年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2・3 略</p>	<p style="text-align: center;">(委員の任期等)</p> <p>第四条 委員の任期は、<u>二年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2・3 略</p>

(栃木県障害者差別解消推進条例の一部改正)

第二十六条 栃木県障害者差別解消推進条例(平成二十八年栃木県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十九条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 委員の任期は、<u>三年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>7～10 略</p>	<p>第十九条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 委員の任期は、<u>二年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>7～10 略</p>

(栃木県附属機関に関する条例の一部改正)

第二十七条 栃木県附属機関に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第一条関係)			別表(第一条関係)		
知事	略	略	知事	略	略
栃木県農政審議会	略	略	栃木県農政審議会	略	略
附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事項及び権限	附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事項及び権限
			栃木県宅地建物取引業審議会	知事の諮問に 応じ、宅地建物取 引業に関する重要事 項を調査審議する こと	

(栃木県建設業審議会条例の廃止)

第二十八条 栃木県建設業審議会条例(昭和三十二年栃木県条例第五号)は、廃止する。

附 則

- この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- この条例の施行の際現に栃木県水防協議会、栃木県立図書館協議会、栃木県固定資産評価審議会、栃木県地方薬事審議会、栃木県職業能力開発審議会、栃木県開発審査会、栃木県立美術館評議員会、栃木県文化財保護審議会、栃木県立博物館協議会、栃木県障害者施策推進審議会、栃木県環境審議会、栃木県事業認定審議会、栃木県男女共同参画審議会、栃木県人権施策推進審議会、栃木県景観審議会、栃木県青少年健全育成審議会、栃木県文化振興審議会若しくは栃木県スポーツ推進審議会の委員、栃木県社会教育委員又は栃木県いじめ問題対策委員会、栃木県薬物指定審査会若しくは栃木県障害者差別解消推進委員会の委員に任命され、又は委嘱されている者の任期については、なお従前の例による。

栃木県条例第十一号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年栃木県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第一(第二条、第三条関係)	別表第一(第二条、第三条関係)

一〇六の二 略

七〇十八 略

十八の二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下この項において「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（第一号から第六号までに掲げる事務にあつては、法第六条の三第九項から第十二項まで及び第三十九条に規定する業務を目的とする施設に係るものに限る。）

(一) 十 略

(十一) 省令第四十九条の七の二第一項の規定による報告の受理

(十二) 省令第四十九条の七の二第二項の規定による通知

十八の三 児童福祉法（以下この項において「法」とい

略

略

一〇六の二 略

七〇十八 略

十八の二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下この項において「法」という。）

に基づき事務のうち、次に掲げるもの（第一号から第六号までに掲げる事務にあつては、法第六条の三第九項から第十二項まで及び第三十九条に規定する業務を目的とする施設に係るものに限る。）

(一) 十 略

十八の三 児童福祉法（以下この項において「法」とい

市町

略

略

六の三 特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同令附則第四条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十四項の規定による閲覧に係る同条第七項各号に掲げる書類及び同条第十二項に規定する定期提出書類の提出（二以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）

<p>う。) 児童福祉法施行令 (昭和二十三年政令第七十四号。以下この項において「政令」という。) 及び児童福祉法施行規則(以下この項において「省令」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの(第十一号から第十五号までに掲げる事務にあつては、第四号の届出及び第五号の認可に係るものに限る。)</p> <p>(一) 略</p> <p>(十六) 省令第三十六条の三五第二項の規定による報告の受理(第一号の届出に係るものに限る。)</p>	<p>う。) 及び児童福祉法施行令 (昭和二十三年政令第七十四号。以下この項において「政令」という。)</p> <p>に基 づく事務のうち、次に掲げるもの(第十一号から第十五号までに掲げる事務にあつては、第四号の届出及び第五号の認可に係るものに限る。)</p> <p>(一) 略</p>
<p>十九〜四十二 略</p>	<p>十九〜四十二 略</p>

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(行政改革推進室)

栃木県条例第十二号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例

栃木県手数料条例(昭和三十一年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第一 (第二条、第三条、第五条関係)		別表第一 (第二条、第三条、第五条関係)	
事 務	金 額	事 務	金 額
一〜十三 略		一〜十三 略	
十四 消防法第十三条の二第三項の規定に基づく危険物取扱者免状の交付	<u>二千九百円</u>	十四 消防法第十三条の二第三項の規定に基づく危険物取扱者免状の交付	<u>二千八百円</u>
十五 略		十五 略	

十六 危険物の規制 に関する政令第三 十五条第一項の規 定に基づく危険物 取扱者免状の再交 付	千九百円	十六 危険物の規制 に関する政令第三 十五条第一項の規 定に基づく危険物 取扱者免状の再交 付	千八百円
十七 消防法第十三 条の三第三項の規 定に基づく危険物 取扱者試験の実施	1 甲種危険物取扱 者試験 六千五百 円 2 乙種危険物取扱 者試験 四千五百 円 3 丙種危険物取扱 者試験 三千六百 円	十七 消防法第十三 条の三第三項の規 定に基づく危険物 取扱者試験の実施	1 甲種危険物取扱 者試験 五千円 2 乙種危険物取扱 者試験 三千四百 円 3 丙種危険物取扱 者試験 二千七百 円
十八・十九 略		十八・十九 略	
二十 消防法第十七 条の七第一項の規 定に基づく消防設 備士免状の交付	二千九百円	二十 消防法第十七 条の七第一項の規 定に基づく消防設 備士免状の交付	二千八百円
二十一 略		二十一 略	
二十二 消防法施行 令第三十六条の六 第一項の規定に基 づく消防設備士免 状の再交付	千九百円	二十二 消防法施行 令第三十六条の六 第一項の規定に基 づく消防設備士免 状の再交付	千八百円
二十三 消防法第十 七条の八第三項の 規定に基づく消防 設備士試験の実施	1 甲種消防設備士 試験 五千七百円 2 乙種消防設備士 試験 三千八百円	二十三 消防法第十 七条の八第三項の 規定に基づく消防 設備士試験の実施	1 甲種消防設備士 試験 五千円 2 乙種消防設備士 試験 三千四百円
二十四～三十三の四 略		二十四～三十三の四 略	
三十三の五 土壌汚 染対策法第二十七 条の二第一項の規 定に基づく汚染土 壌処理業の譲渡及 び譲受の承認の申	十二万円		

請に対する審査		
三十三の六 土壤汚染対策法第二十七条の三第一項の規定に基づく合併又は分割の承認の申請に対する審査	十二万円	
三十三の七 土壤汚染対策法第二十七条の四第一項の規定に基づく汚染土壤処理業の相続に係る承認の申請に対する審査	十二万円	
三十三の八・三十三の九 略	三十三の五・三十三の六 略	
三十四～三十五の五 略	三十四～三十五の五 略	
三十五の六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第一項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	十四万七千円	
三十五の七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第七項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	十三万四千円	
三十六～五十二の十一 略	三十六～五十二の十一 略	

五十二の十二 使用済自動車のリサイクル等に関する法律第七十条第一項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査

六万七千円

五十三〜二百五十八 略

二百五十九 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第三号の規定に基づく高圧ガス保安法第四十四条第一項に規定する容器検査又は同令第十八条第二項第四号の規定に基づく同法第四十九条第一項に規定する容器再検査

1 略
2 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（1に規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
イ ハ 略
ニ 内容積一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき百六十円

ホ 略
3 高強度鋼容器（1又は2に規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 内容積三十リットル以上の容器 一個につき二百十円に十リットル又は十リットル未満

五十二の十二 使用済自動車のリサイクル等に関する法律第七十条第一項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査

七万五千円

五十三〜二百五十八 略

二百五十九 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第三号の規定に基づく高圧ガス保安法第四十四条第一項に規定する容器検査又は同令第十八条第二項第四号の規定に基づく同法第四十九条第一項に規定する容器再検査

1 略
2 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（1に規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
イ ハ 略
ニ 内容積一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき百八十円

ホ 略
3 高強度鋼容器（1又は2に規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 内容積三十リットル以上の容器 一個につき二百二十円に十リットル又は十リットル未満

	<p>たない端数を増 すごとに<u>三</u>円を 加えた金額</p> <p>ロ 内容積五リッ トル以上三十 リットル未満の 容器 一個につ き<u>二百十</u>円</p> <p>ハ・ニ 略</p> <p>4 その他の容器に 係る容器検査又は 容器再検査 次に 掲げる容器の区分 に応じ、それぞれ 次に定める金額</p> <p>イ〜ヘ 略</p> <p>ト 内容積一リッ トル未満の容器 一個につき<u>八</u> <u>十</u>円</p>	<p>二百六十〜二百八十五 略</p>	<p>二百八十六 液化石 油ガスの保安の確 保及び取引の適正 化に関する法律第 三十七条の四第三 項において準用す る同法第三十七条 の二第一項の規定 に基づく充てん設 備の所在地、構 造、設備又は装置 の変更の許可の申 請に対する審査</p>	<p><u>一万七千</u>円に変更に 係る充てん設備の数 を乗じて得た金額</p>	<p>二百八十七〜二百九十六 略</p>	<p>二百九十七 砂利採 取法第十六条の規 定に基づく砂利の 採取計画の認可の 申請に対する審査</p>	<p><u>三万三千九百</u>円</p>
	<p>たない端数を増 すごとに<u>四</u>円を 加えた金額</p> <p>ロ 内容積五リッ トル以上三十 リットル未満の 容器 一個につ き<u>二百二十</u>円</p> <p>ハ・ニ 略</p> <p>4 その他の容器に 係る容器検査又は 容器再検査 次に 掲げる容器の区分 に応じ、それぞれ 次に定める金額</p> <p>イ〜ヘ 略</p> <p>ト 内容積一リッ トル未満の容器 一個につき<u>九</u> <u>十</u>円</p>	<p>二百六十〜二百八十五 略</p>	<p>二百八十六 液化石 油ガスの保安の確 保及び取引の適正 化に関する法律第 三十七条の四第三 項において準用す る同法第三十七条 の二第一項の規定 に基づく充てん設 備の所在地、構 造、設備又は装置 の変更の許可の申 請に対する審査</p>	<p><u>一万九千</u>円に変更に 係る充てん設備の数 を乗じて得た金額</p>	<p>二百八十七〜二百九十六 略</p>	<p>二百九十七 砂利採 取法第十六条の規 定に基づく砂利の 採取計画の認可の 申請に対する審査</p>	<p><u>三万七千七百</u>円</p>

<p>二百九十八 砂利採取法第二十条第一項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査</p>	<p>一万五千円</p>	<p>二百九十八 砂利採取法第二十条第一項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査</p>	<p>一万七千円</p>
<p>二百九十九〜三百二十六 略</p>		<p>二百九十九〜三百二十六 略</p>	
<p>三百二十七 栃木県産業技術センターが依頼に基づき実施する試験、測定又は作業</p>	<p>1 金属の物理試験、化学試験又は測定 次に掲げる試験又は測定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 耐食性試験 二十四時間まで 一万千三百円 一、二十四時間を超える場合はその超える二時間までごとに九百四十円を加算した金額 ロ・ハ 略 ニ 温度湿度環境試験 次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 温度湿度サイクル試験 一時間まで三千四百二十円、一時間を超える場合はその超える一時間までごとに千五百七十円を加算した金額 (2) 冷熱衝撃試験 一時間まで六千五百二十円、一時間</p>	<p>三百二十七 栃木県産業技術センターが依頼に基づき実施する試験、測定又は作業</p>	<p>1 金属の物理試験、化学試験又は測定 次に掲げる試験又は測定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 耐食性試験 二十四時間まで 四千二百九十円、二十四時間を超える場合はその超える二時間までごとに三百八十円を加算した金額 ロ・ハ 略 ニ 温度湿度サイクル試験 一時間まで二千四百二十円、一時間を超える場合はその超える一時間までごとに千五百七十円を加算した金額</p>

	<p>を超える場合 はその超える 一時間まで とに二千六百 七十円を加算 した金額</p> <p>ホクチ 略 2 ～ 15 略</p>		<p>ホクチ 略 2 ～ 15 略</p>
三百二十八～三百三十 略		三百二十八～三百三十 略	
<p>三百三十一 栃木県 産業技術センター 窯業技術支援セン ターが依頼に基づ き実施する試験、 測定又は作業</p>	<p>1 窯業材料等の耐 火度、耐圧強度、 吸水率又は比重等 の物理試験 七百 八十円以上四千七 百四十円以内</p> <p>2 ～ 6 略</p>	<p>三百三十一 栃木県 産業技術センター 窯業技術支援セン ターが依頼に基づ き実施する試験、 測定又は作業</p>	<p>1 窯業材料等の耐 火度、耐圧強度、 吸水率又は比重等 の物理試験 五百 十円 以上四千七 百四十円以内</p> <p>2 ～ 6 略</p>
三百三十二～四百六十二の四 略		三百三十二～四百六十二の四 略	
<p>四百六十三 建築士 法第十三条の規定 に基づく二級建築 士試験又は木造建 築士試験の実施</p>	一万七千七百円	<p>四百六十三 建築士 法第十三条の規定 に基づく二級建築 士試験又は木造建 築士試験の実施</p>	一万六千九百円
四百六十四～五百十七 略		四百六十四～五百十七 略	
備考 略		備考 略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の十四の項、十六の項、十七の項、二十の項、二十二の項及び二十三の項の改正規定並びに附則第三項の規定は、同年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に申請、依頼等がなされている事務（改正前の別表第一の十四の項、十六の項、十七の項、二十の項、二十二の項及び二十三の項の上欄に掲げる事務を除く。）に係る手数料については、なお従前の例による。

3 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前に申請等がなされている事務（改正前の別表第一の十四の項、十六の項、十七の項、二十の項、二十二の項及び二十三の項の上欄に掲げる事務に限る。）に係る手数料については、なお従前の例による。

(文書学事課)

栃木県条例第十三号

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターの設立に伴う関係条例の整理に関する条例

(栃木県手数料条例の一部改正)

第一条 栃木県手数料条例(昭和三十二年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一(第二条、第三条、第五条関係)		別表第一(第二条、第三条、第五条関係)	
事務	金額	事務	金額
一〇百二十四 略		一〇百二十四 略	
百二十五 栃木県立岡本台病院又は栃木県精神保健福祉センターが依頼に基づき実施する診断書又は証明書の交付	略	百二十五 栃木県立岡本台病院、栃木県精神保健福祉センター又はとちぎリハビリテーションセンターが依頼に基づき実施する診断書又は証明書の交付	略
百二十六〇五百十七 略		百二十六〇五百十七 略	
備考 略		備考 略	

(栃木県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第二条 栃木県病院事業の設置等に関する条例(昭和三十二年栃木県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後					改正前				
(病院の名称等)					(病院の名称等)				
第三条 病院事業の用に供する施設(以下「病院」という。)の名称、位置、業務、診療科目及び病床数は、次の表に掲げるとおりとする。					第三条 病院事業の用に供する施設(以下「病院」という。)の名称、位置、業務、診療科目及び病床数は、次の表に掲げるとおりとする。				
名称	位置	業務	診療科目	病床数	名称	位置	業務	診療科目	病床数

栃木県 立岡本 台病院	略	略	略	略
-------------------	---	---	---	---

栃木県 立岡本 台病院	略	略	略	略
とちぎ リハビリ リテー ション センター	市 宇都宮	を必要 とする 診療	リハビ リテー ション リハビ リテー ション 科、小 児科、 整形外 科、内 科、精 神科、 神経内 科、皮 膚科、 泌尿器 科、眼 科、耳 鼻咽喉 科、放 射線 科、麻 酔科、 歯科	一 般病 床 二百 二十 床

別表 (第4条関係)

種 別	金 額
診療料金	略

別表 (第4条関係)

種 別	金 額
診療料金	略
特別室利用 料金 (利用 者の希望に より利用す る場合に限 る。)	1日につき、15,400円を超 えない範囲内で知事が定める 金額

(栃木県職員定数条例の一部改正)

第三条 栃木県職員定数条例 (昭和五十一年栃木県条例第二号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改

正する。

改正後	改正前
<p>(職員の定数)</p> <p>第二条 職員の定数は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 知事の事務部局の職員</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 病院事業会計で給与を支弁される職員 <u>一七九人</u></p> <p>二七 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第二条 職員の定数は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 知事の事務部局の職員</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 病院事業会計で給与を支弁される職員 <u>二九九人</u></p> <p>二七 略</p> <p>2・3 略</p>

(とちぎりハビリテーションセンター設置、管理及び使用料条例の廃止)

第四条 とちぎりハビリテーションセンター設置、管理及び使用料条例(平成十二年栃木県条例第五号)は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日の属する事業年度に係る栃木県病院事業の設置等に関する条例第九条の規定による業務状況説明書類の作成については、なお従前の例による。

栃木県条例第十四号

地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会条例の一部を改正する条例

地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会条例(平成二十七年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第一条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第十一条第一項の規定に基づき、地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第二条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第十一条第一項の規定に基づき、地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p>

一 法第二十六条第一項の認可に関する事項について、知事の諮問に応じて意見を述べること。
二 法第二十八条第一項の評価に関する事項について、知事の諮問に応じて意見を述べること。
第三条～第八条 略

第二条～第七条 略

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(保健福祉課)

栃木県条例第十五号

栃木県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

栃木県医師修学資金貸与条例（平成十七年栃木県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸与額等)</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 修学資金には、貸与を受けた日から大学を卒業する日の属する月の末日（第六条第二項の規定により結ばれた貸与契約が第八条第一項の規定により解除された場合にあっては、当該解除の日）までの期間に応じ、当該貸与を受けた額につき年十パーセントの割合で計算した利息（以下「利息」という。）を付するものとする。</p> <p>(返還等)</p> <p>第九条 修学資金及び利息は、前条第一項の規定により貸与契約が解除されたとき、又は貸与契約における貸与期間が満了したときは、知事の定める日までに一括して返還し、及び支払わなければならない。</p> <p>(返還等の猶予)</p> <p>第十条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、修学資金の返還の債務及び利息の支払の債務</p>	<p>(貸与額等)</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 修学資金は、無利息とする。</p> <p>(返還)</p> <p>第九条 修学資金は、前条第一項の規定により貸与契約が解除されたとき、又は貸与契約における貸与期間が満了したときは、知事の定める日までに一括して返還しなければならない。</p> <p>(返還の猶予)</p> <p>第十条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、修学資金の返還の債務</p>

(以下「返還等債務」という。)の履行を
猶予することができる。

一 五 略

六 前各号に掲げる場合のほか、借受者が
災害、病気その他やむを得ない理由によ
り修学資金を返還し、及び利息を支払う
ことが困難と認められる場合 知事が適
当と認める期間

(返還等の免除)

第十一条 知事は、借受者が次の各号のい
れかに該当するに至ったときは、返還等債
務の全部を免除するものとする。

一・二 略

三 第一号従事期間又は第二号従事期間
(以下「従事期間」という。)中に、業
務により死亡し、又は業務に起因する心
身の故障のため業務を継続することがで
きなくなったとき。

2 知事は、従事期間が、修学資金の貸与期
間の二分の三に相当する期間に満たない
ときは、当該従事期間に応じ、返還等債務
の一部を免除することができる。

3 知事は、修学資金の借受者が、死亡、心
身の故障その他やむを得ない理由により
修学資金を返還し、及び利息を支払うこ
とが困難と認められるときは、返還等債務
の全部又は一部を免除する
ことができる。

の履行を
猶予することができる。

一 五 略

六 前各号に掲げる場合のほか、借受者が
災害、病気その他やむを得ない理由によ
り修学資金を返還する
ことが困難と認められる場合 知事が適
当と認める期間

(返還の免除)

第十一条 知事は、借受者が次の各号のい
れかに該当するに至ったときは、修学資金
の返還の債務の全部を免除するものとし
る。

一・二 略

三 第一号従事期間又は第二号従事期間
(以下「従事期間」という。)中に、業
務により死亡し、又は業務に起因する心
身の故障のため業務を継続することがで
きなくなったとき。

2 知事は、従事期間が、修学資金の貸与期
間の二分の三に相当する期間に満たない
ときは、当該従事期間に応じ、修学資金の返
還の債務の一部を免除することができる。

3 知事は、修学資金の借受者が、死亡、心
身の故障その他やむを得ない理由により
当該修学資金を返還する
ことが困難と認められるときは、当該修学資
金の返還の債務の全部又は一部を免除する
ことができる。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の栃木県医師修学資金貸与条例第六条第二項の規定による
栃木県医師修学資金(以下「旧修学資金」という。)を貸与する旨の契約を結んだ者の当該
契約に係る旧修学資金の利息については、なお従前の例による。

(医療政策課)

栃木県条例第十六号

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例(平成十四年栃木県条例第六十一号)の
一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正
する。

目 録	目 録																										
<p>別表（第3条、第10条関係）</p> <p>1 施設使用料</p> <p>(1) 栃木県産業技術センター</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 略</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 大型電波暗室等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">施設区分</td> <td>使用料（1時間につき）</td> </tr> <tr> <td>大型電波暗室</td> <td style="text-align: right;">11,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">ウ 食品試作室等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">施設区分</td> <td>使用料（1時間につき）</td> </tr> <tr> <td>食品試作室</td> <td style="text-align: right;">420円</td> </tr> <tr> <td>食品原料前処理室</td> <td style="text-align: right;">110円</td> </tr> <tr> <td>食品官能試験室</td> <td style="text-align: right;">380円</td> </tr> <tr> <td>食品官能試験室（個室型）</td> <td style="text-align: right;">90円</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">(2) 略</p> <p>(3) <u>栃木県産業技術センター窯業技術支援センター</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">施設区分</td> <td>使用料（1時間につき）</td> </tr> <tr> <td>多目的ルーム</td> <td style="text-align: right;">310円</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">2・3 略</p> <p>備考 略</p>	施設区分	使用料（1時間につき）	大型電波暗室	11,200円	略		施設区分	使用料（1時間につき）	食品試作室	420円	食品原料前処理室	110円	食品官能試験室	380円	食品官能試験室（個室型）	90円	施設区分	使用料（1時間につき）	多目的ルーム	310円	<p>別表（第3条、第10条関係）</p> <p>1 施設使用料</p> <p>(1) 栃木県産業技術センター</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 略</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 大型電波暗室等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">施設区分</td> <td>使用料（1時間につき）</td> </tr> <tr> <td>大型電波暗室</td> <td style="text-align: right;">9,720円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">(2) 略</p> <p style="margin-top: 10px;">2・3 略</p> <p>備考 略</p>	施設区分	使用料（1時間につき）	大型電波暗室	9,720円	略	
施設区分	使用料（1時間につき）																										
大型電波暗室	11,200円																										
略																											
施設区分	使用料（1時間につき）																										
食品試作室	420円																										
食品原料前処理室	110円																										
食品官能試験室	380円																										
食品官能試験室（個室型）	90円																										
施設区分	使用料（1時間につき）																										
多目的ルーム	310円																										
施設区分	使用料（1時間につき）																										
大型電波暗室	9,720円																										
略																											

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に許可を受けて、栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条

例に規定する施設を利用する者の当該利用に係る使用料については、なお従前の例による。
(工業振興課)

栃木県条例第十七号

栃木県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

栃木県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和二十年栃木県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">栃木県営土地改良事業分担金等徴収条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号。以下「法」という。）第九十一条第一項の規定により県が徴収する分担金並びに法第九十一条の二第一項及び第六項の規定により県が徴収する特別徴収金に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(分担金の徴収)</p> <p>第二条 県は、県営土地改良事業（法第八十七条の二第一項の規定により県が行う同項第一号の事業、法第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）及び法第九十一条第五項に規定する県営市町村特別申請事業を除く。以下同じ。）を施行する場合には、その施行に係る各年度において、その施行に要する費用の一部につき、当該県営土地改良事業によつて利益を受ける者で当該県営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有するもの及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号。以下「令」という。）第六十八条の四の十一に定めるもの（以下「受益者」という。）から、分担金を徴収する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(分担金の額)</p>	<p style="text-align: center;">栃木県営土地改良事業分担金徴収条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号。以下「法」という。）第九十一条第一項の規定により県が徴収する分担金 _____に _____に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(分担金の徴収)</p> <p>第二条 県は、県営土地改良事業（法第八十七条の二第一項の規定により県が行う同項第一号の事業 _____及び法第九十一条第五項に規定する県営市町村特別申請事業を除く。以下同じ。）を施行する場合には、その施行に係る各年度において、その施行に要する費用の一部につき、当該県営土地改良事業によつて利益を受ける者で当該県営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有するもの及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号。以下「令」という。）第六十八条の四の十一に定めるもの（以下「受益者」という。）から、分担金を徴収する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(分担金の額)</p>

第三条 略

2 法第九十一条第六項の規定により市町村に当該県営土地改良事業に要する費用の一部を負担させる場合における前条第一項の規定により徴収する各年度の分担金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から当該市町村の負担すべき額を除いた額とする。

3 略

(分担金の徴収の方法)

第四条 分担金、分担金に相当する額の金銭又は分担金に相当する部分の費用

は、その年度内に一回に徴収する。ただし、特別の事由があるときは、分割して徴収することができる。

2 略

(特別徴収金の徴収)

第七条 県は、国から補助金の交付を受けて行う県営土地改良事業であつて別に知事が指定するものの施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者が、当該県営土地改良事業の工事の完了につき法第百十三条の三第三項の規定による公告があつた日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日。以下この項において「公告日」という。）から、公告日の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日以後八年を経過する日までの間に、当該土地を当該県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から特別徴収金を徴収する。

第三条 略

2 法第九十一条第六項の規定により市町村に当該県営土地改良事業に要する費用の一部を負担させる場合における前条第一項の規定により徴収する各年度の分担金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から当該市町村の負担すべき額を除いた額とする。

3 略

(徴収の方法)

第四条 分担金、分担金に相当する金銭又は分担金に相当する部分の費用（以下「分担金等」という。）

は、その年度内に一回に徴収する。ただし、特別の事由があるときは、分割して徴収することができる。

2 略

(知事の指定する事業についての分担金の特例)

第七条 県は、国から補助金の交付を受けて行う県営土地改良事業であつて別に知事が指定するものの施行については、当該県営土地改良事業によつて利益を受ける者で当該県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地について法第三条に規定する資格を有するものから、第二条第一項の規定により徴収する各年度の分担金のほか、当該県営土地改良事業に要した費用から第三条の規定により算定した分担金の額を除いた額をその者が法第三条に規定する資格を有している当該地域内の土地の面積に割りふつて得られる額の範囲内で、当該土地の全部又は一部が当該県営土地改良事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）から起算して八年を経過しない間に農地以外への転用が行われる場合又は当該県営土地改良事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造成された農地についての開田が行われる場合に、当該転用又は開田に係る土地の面積に応じた

2 前項の場合には、第二条第二項の規定を準用する。

3 県は、機構関連事業の施行に係る地域内にある土地につき法第九十一条の二第六項各号のいずれかに掲げる者が、法第八十七条の三第七項において準用する法第八十七条第五項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨の公告があつた日から、当該機構関連事業の工事の完了につき法第一百三十三条の三第三項の規定による公告があつた日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日以後八年を経過する日までの間に、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から特別徴収金を徴収する。

（特別徴収金の額）

第八条 前条第一項の規定により徴収する特別徴収金の額は、当該県営土地改良事業に要した費用の額にその徴収に係る土地の面積を当該県営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の面積で除して得た数値を乗じて得た額から、当該県営土地改良事業につき第二条第一項から第三項まで又は法第九十一条第六項の規定により県が徴収した分担金又は負担金の額に当該数値を乗じて得た額を差し引いて得た額とする。

2 前条第三項の規定により徴収する特別徴収金の額については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「前条第一項」とあるのは「前条第三項」と、「県営土地改良事業」とあるのは「機構関連事業」と、「第二条第一項から第三項まで又は法第九十一条第六項の規定により県が徴収した分担金又は負担金」とあるのは「法第九十一条第六項の規定により県が徴収した負担金」と読み替えるものとする。

額（農地が農地以外に転用されることに伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、当該収入額のうち当該転用に係る土地に係るものを差し引いた額）を納付せしめる旨の条件を付した分担金を徴収する。

2 知事は、前項の分担金を徴収する場合にあつては、当該県営土地改良事業に係る第一条第一項の規定による徴収に係る決定通知を行なう際に併せてその通知を受ける者に前項の規定により徴収する分担金の額その他当該分担金に関し必要な事項を定めてこれを通知するものとする。

3 知事は、転用に係る土地の面積が知事の指定する面積を超えない場合その他知事が特に納付の必要がないものとして承認したときは、第一項の分担金を免除することができる。

4 第一項の場合には、第二条第二項及び第三項の規定を準用する。

5 前条の規定は、第一項の分担金に適用しない。

(特別徴収金の減免)

第九条 特別徴収金の徴収に係る土地の面積が知事の指定する面積を超えない場合その他知事が特に納付の必要がないものとして承認したときは、当該特別徴収金の一部又は全部を免除することができる。

(延滞金)

第十条 知事は、分担金、分担金に相当する額の金銭、分担金に相当する部分の費用、特別徴収金又は特別徴収金に相当する額の金銭（以下「分担金等」という。）を納入期限までに納入しない者があるときは、その者から、当該未納分に対し、当該納入期限の翌日から納入のあつた日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納入期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて得た金額に相当する延滞金を徴収する。

2 略

第十一条 略

(延滞金)

第八条 受益者、第二条第二項に規定する土地改良区又は同条第三項に規定する市町村が分担金等を納入期限までに納入しなかつたときは

、当該未納分に対し、当該納入期限の翌日から納入のあつた日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納入期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて得た金額に相当する延滞金を徴収する。

2 略

第九条 略

附 則

- この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 改正後の栃木県営土地改良事業分担金等徴収条例（以下「新条例」という。）第七条第一項及び第二項、第八条第一項、第九条並びに第十条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第二条第一項に規定する県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の全部又は一部について新条例第七条第一項の所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合について適用し、施行日前にこれらの行為を行った場合については、なお従前の例による。

(農地整備課)

栃木県条例第十八号

栃木県営住宅条例の一部を改正する条例

栃木県営住宅条例（平成九年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(収入の申告等)</p> <p>第十三条 略</p> <p>2 知事は、法第十六条第四項に規定する入</p>	<p>(収入の申告等)</p> <p>第十三条 略</p>

居者が前項の規定による収入の申告をすること及び法第三十四条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同条の規定による書類の閲覧の請求その他の知事が定める方法により当該入居者の収入を把握することができる。

3 知事は、第一項の規定による収入の申告及び前項の規定による収入の把握に基づき、入居者の収入を認定し、当該認定した収入の額を当該入居者に通知するものとする。

4 略

(家賃の決定)

第十四条 県営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者の収入及び当該県営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃(次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、規則で定めるところにより、知事が定める。ただし、前条第一項の規定による収入の申告がない場合において、法第三十四条の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないとき(前条第二項に規定するときを除く。)は、当該県営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2・3 略

第三十一条 略

(債権の放棄等)

第三十一条の二 知事は、第十九条(第二十条第四条第七項において準用する場合を含む。)の規定によるほか、家賃に係る債権その他の県営住宅及び共同施設等の管理に係る債権について消滅時効の期間が経過したときは、当該債権を放棄することができる。

2 知事は、前項の規定により債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による収入の申告に基づき、入居者の収入を認定し、当該認定した収入の額を当該入居者に通知するものとする。

3 略

(家賃の決定)

第十四条 県営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者の収入及び当該県営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃(次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、規則で定めるところにより、知事が定める。ただし、前条第一項の規定による収入の申告がない場合において、法第三十四条の規定による請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該県営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2・3 略

第三十一条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(注記)

栃木県条例第十九号

学校職員定数条例の一部を改正する条例

学校職員定数条例（昭和三十二年栃木県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(定数)</p> <p>第三条 学校職員の定数は、次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">一 県立学校職員</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">五、一三六八</td> </tr> <tr> <td>二 市町村立学校職員</td> <td style="text-align: right;">一一、五三七八</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">一六、六七三</td> </tr> </table> <p>2・3 略</p>	一 県立学校職員	五、一三六八	二 市町村立学校職員	一一、五三七八	計	一六、六七三	<p>(定数)</p> <p>第三条 学校職員の定数は、次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">一 県立学校職員</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">五、一七〇八</td> </tr> <tr> <td>二 市町村立学校職員</td> <td style="text-align: right;">一一、六二六八</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">一六、七九六</td> </tr> </table> <p>2・3 略</p>	一 県立学校職員	五、一七〇八	二 市町村立学校職員	一一、六二六八	計	一六、七九六
一 県立学校職員	五、一三六八												
二 市町村立学校職員	一一、五三七八												
計	一六、六七三												
一 県立学校職員	五、一七〇八												
二 市町村立学校職員	一一、六二六八												
計	一六、七九六												

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

栃木県条例第二十号

栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例

栃木県公立学校職員給与条例（昭和三十二年栃木県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>別表第3（第9条の2、第9条の3関係）</p> <p>1 へき地学校等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">級 別</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">学 校 名</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">小 学 校</th> <th style="text-align: center;">中 学 校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">へき地 学校に 準ずる 学校</td> <td style="vertical-align: top;">日光市立小来川 小学校 茂木町立逆川小 学校 茂木町立中川小 学校</td> <td style="vertical-align: top;">略</td> </tr> </tbody> </table>	級 別	学 校 名		小 学 校	中 学 校	へき地 学校に 準ずる 学校	日光市立小来川 小学校 茂木町立逆川小 学校 茂木町立中川小 学校	略	<p>別表第3（第9条の2、第9条の3関係）</p> <p>1 へき地学校等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">級 別</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">学 校 名</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">小 学 校</th> <th style="text-align: center;">中 学 校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">へき地 学校に 準ずる 学校</td> <td style="vertical-align: top;">日光市立小来川 小学校 茂木町立逆川小 学校 茂木町立中川小 学校 <u>那珂川町立馬頭 西小学校</u></td> <td style="vertical-align: top;">略</td> </tr> </tbody> </table>	級 別	学 校 名		小 学 校	中 学 校	へき地 学校に 準ずる 学校	日光市立小来川 小学校 茂木町立逆川小 学校 茂木町立中川小 学校 <u>那珂川町立馬頭 西小学校</u>	略
級 別		学 校 名															
	小 学 校	中 学 校															
へき地 学校に 準ずる 学校	日光市立小来川 小学校 茂木町立逆川小 学校 茂木町立中川小 学校	略															
級 別	学 校 名																
	小 学 校	中 学 校															
へき地 学校に 準ずる 学校	日光市立小来川 小学校 茂木町立逆川小 学校 茂木町立中川小 学校 <u>那珂川町立馬頭 西小学校</u>	略															

佐野市立閑馬小学校 佐野市立下彦間小学校		佐野市立閑馬小学校 佐野市立下彦間小学校	
略		略	
2 特別の地域に所在する学校 <u>大田原市立羽田小学校</u>		2 特別の地域に所在する学校	
		小 学 校	中 学 校
		鹿沼市立西大芦小学校 大田原市立羽田小学校	大田原市立佐久山中学校

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

栃木県条例第二十一号

非常勤教育職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤教育職員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十九年栃木県条例第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
非常勤教育職員等の名称	報 酬 額	費用弁償の額	非常勤教育職員等の名称	報 酬 額	費用弁償の額
1・2 略			1・2 略		
3 県立学校の学校薬剤師	1校ごとに年額 157,000円	4 級	3 県立学校の学校薬剤師	1校ごとに年額 157,000円	4 級
<u>4 県立学校の健康診断嘱託</u>	<u>1校ごとに日額 19,050円</u>	<u>4 級</u>			

医	
5 略	4 略
備考 略	備考 略

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(教育委員会事務局教職員課)

栃木県条例第二十二号

栃木県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

栃木県警察関係手数料条例（平成十二年栃木県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に関する手数料）</p> <p>第二条 県は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この条において「法」という。）の規定に基づく次の表の上欄に掲げる事務について、一件につき（特別の計算単位のあるものについてはその計算単位につき）それぞれ同表の下欄に定める額の手数料を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一～四の二 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">五 法第九条第一項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査</td> <td style="text-align: center;">九千九百円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">六 法第十条の二第一項の規定に基づく特例風俗営業業者の認定の申請に対する審査</td> <td style="text-align: center;">一万三千円 （当該申請を行う者が同時に他の法第十条の二第一項の規定に基づく認定の申請</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	手数料の額	一～四の二 略		五 法第九条第一項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査	九千九百円	六 法第十条の二第一項の規定に基づく特例風俗営業業者の認定の申請に対する審査	一万三千円 （当該申請を行う者が同時に他の法第十条の二第一項の規定に基づく認定の申請	<p>（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に関する手数料）</p> <p>第二条 県は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この条において「法」という。）の規定に基づく次の表の上欄に掲げる事務について、一件につき（特別の計算単位のあるものについてはその計算単位につき）それぞれ同表の下欄に定める額の手数料を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一～四の二 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">五 法第九条第一項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査</td> <td style="text-align: center;">一万千円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">六 法第十条の二第一項の規定に基づく特例風俗営業業者の認定の申請に対する審査</td> <td style="text-align: center;">一万五千円 （当該申請を行う者が同時に他の法第十条の二第一項の規定に基づ</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	手数料の額	一～四の二 略		五 法第九条第一項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査	一万千円	六 法第十条の二第一項の規定に基づく特例風俗営業業者の認定の申請に対する審査	一万五千円 （当該申請を行う者が同時に他の法第十条の二第一項の規定に基づ
事 務	手数料の額																
一～四の二 略																	
五 法第九条第一項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査	九千九百円																
六 法第十条の二第一項の規定に基づく特例風俗営業業者の認定の申請に対する審査	一万三千円 （当該申請を行う者が同時に他の法第十条の二第一項の規定に基づく認定の申請																
事 務	手数料の額																
一～四の二 略																	
五 法第九条第一項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査	一万千円																
六 法第十条の二第一項の規定に基づく特例風俗営業業者の認定の申請に対する審査	一万五千円 （当該申請を行う者が同時に他の法第十条の二第一項の規定に基づ																

	<p>を行う場合に おける当該他 の同項の規定 に基づく認定 の申請に係る 審査にあつて は、<u>一万円</u>)</p>
七〇十一 略	
<p>十二 法第三十一条の二十 二の規定に基づく特定遊 興飲食店営業の許可の申 請に対する審査</p>	<p>次に掲げる当 該審査の区分 に応じ、それ ぞれ次に定め る金額(当該 申請を行う者 が同時に他の 法第三十一条 の二十二の規 定に基づく許 可の申請を行 う場合におけ る当該他の同 条の規定に基 づく許可の申 請に係る審査 にあつては、 それぞれ当該 金額から<u>八千 七百元</u>を減じ た金額) (一) 略 (二) 略</p>
十二〇二十一 略	

二〇五 略

(火薬類取締法に関する手数料)

第四条 県は、火薬類取締法(以下この条において「法」という。)の規定に基づく次の表の上欄に掲げる事務について、一件につきそれぞれ同表の下欄に定める額の手数を徴収する。

	<p>を行う場合に おける当該他 の同項の規定 に基づく認定 の申請に係る 審査にあつて は、<u>一万千七 百元</u>)</p>
七〇十一 略	
<p>十二 法第三十一条の二十 二の規定に基づく特定遊 興飲食店営業の許可の申 請に対する審査</p>	<p>次に掲げる当 該審査の区分 に応じ、それ ぞれ次に定め る金額(当該 申請を行う者 が同時に他の 法第三十一条 の二十二の規 定に基づく許 可の申請を行 う場合におけ る当該他の同 条の規定に基 づく許可の申 請に係る審査 にあつては、 それぞれ当該 金額から<u>八千 七百元</u>を減じ た金額) (一) 略 (二) 略</p>
十二〇二十一 略	

二〇五 略

(火薬類取締法に関する手数料)

第四条 県は、火薬類取締法(以下この条において「法」という。)の規定に基づく次の表の上欄に掲げる事務について、一件につきそれぞれ同表の下欄に定める額の手数を徴収する。

事 務	手数料の額
一・二 略	
三 法第十九条第一項の規定に基づく運搬証明書の交付	二千五百円
四 略	

(質屋営業法に関する手数料)

第五条 県は、質屋営業法（以下この条において「法」という。）の規定に基づく次の表の上欄に掲げる事務について、一件につきそれぞれ同表の下欄に定める額の手数料を徴収する。

事 務	手数料の額
一 法第二条第一項の規定に基づく質屋営業の許可の申請に対する審査	一万二千元
二～五 略	

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に関する手数料)

第六条 県は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下この条において「法」という。）の規定に基づく次の表の上欄に掲げる事務について、一件につきそれぞれ同表の下欄に定める額の手数料を徴収する。

事 務	手数料の額
一 略	
二 法第五十九条第九項の規定に基づく運搬証明書の書換え	五千四百円

事 務	手数料の額
一・二 略	
三 法第十九条第一項の規定に基づく運搬証明書の交付	二千四百円
四 略	

(質屋営業法に関する手数料)

第五条 県は、質屋営業法（以下この条において「法」という。）の規定に基づく次の表の上欄に掲げる事務について、一件につきそれぞれ同表の下欄に定める額の手数料を徴収する。

事 務	手数料の額
一 法第二条第一項の規定に基づく質屋営業の許可の申請に対する審査	一万五千元
二～五 略	

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に関する手数料)

第六条 県は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下この条において「法」という。）の規定に基づく次の表の上欄に掲げる事務について、一件につきそれぞれ同表の下欄に定める額の手数料を徴収する。

事 務	手数料の額
一 略	
二 法第五十九条第九項の規定に基づく運搬証明書の書換え	四千六百円

三 略

(銃砲刀剣類所持等取締法に関する手数料)

第七条 県は、銃砲刀剣類所持等取締法（以下この条において「法」という。）の規定に基づく次の表の上欄に掲げる事務について、一件につきそれぞれ同表の下欄に定める額の手数料を徴収する。

事 務	手数料の額
一 略	
二 法第六条第一項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	三千九百円 (当該申請を行う者が同時に他の法第六条第一項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、千八百円)
三 略	
四 法第七条第二項の規定に基づく許可証の再交付	千九百円
五〜十三 略	

(道路交通法に関する手数料)

第八条 県は、道路交通法（以下この条において「法」という。）の規定に基づく次の表の上欄に掲げる事務について、一件につき（特別の計算単位のあるものについてはその計算単位につき）それぞれ同表の下欄に定める額の手数料を徴収する。

三 略

(銃砲刀剣類所持等取締法に関する手数料)

第七条 県は、銃砲刀剣類所持等取締法（以下この条において「法」という。）の規定に基づく次の表の上欄に掲げる事務について、一件につきそれぞれ同表の下欄に定める額の手数料を徴収する。

事 務	手数料の額
一 略	
二 法第六条第一項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	三千九百円 (当該申請を行う者が同時に他の法第六条第一項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、千六百円)
三 略	
四 法第七条第二項の規定に基づく許可証の再交付	二千二百円
五〜十三 略	

(道路交通法に関する手数料)

第八条 県は、道路交通法（以下この条において「法」という。）の規定に基づく次の表の上欄に掲げる事務について、一件につき（特別の計算単位のあるものについてはその計算単位につき）それぞれ同表の下欄に定める額の手数料を徴収する。

事 務	手数料の額	事 務	手数料の額
一〇一の七 略		一〇一の七 略	
一の八 法第五十一条の十三第一項の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付	千八百円	一の八 法第五十一条の十三第一項の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付	二千円
一一・三 略		一一・三 略	
三の二 法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査（以下この条において「認知機能検査」という。）に従事しようとする者に対する講習	千四百円	三の二 法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査（以下この条において「認知機能検査」という。）に従事しようとする者に対する講習	講習三十分について三百五十円
三の三 法第四百四条の四第六項の規定に基づく運転経歴証明書の交付	千円	三の三 法第四百四条の四第六項の規定に基づく運転経歴証明書の交付	千円
三の四 法第四百四条の四第六項の規定に基づく運転経歴証明書の再交付	千円	三の四 法第四百四条の四第六項の規定に基づく運転経歴証明書の再交付	千円
四 法第八十条の二第二項の規定に基づく講習のうち公安委員会規則で定めるものの実施	千三百五十円 以上七千九百五十円以下の範囲内で知事が定める額	四 法第八十条の二第二項の規定に基づく講習のうち公安委員会規則で定めるものの実施	千三百五十円 以上七千五百五十円以下の範囲内で知事が定める額
2～6 略		2～6 略	

第八条第二項の表一の項(一)から(六)までを次のように改める。

(一) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	法第九十七条の二第二項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千五百五十円
	法第九十七条の二第二項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千九百円

	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	四千五百円（法第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、六千六百円）
(二) 普通自動車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千七百五十円
	法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千九百円
	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	二千五百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千三百五十円）
(三) 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下この条において同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千七百五十円
	法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千九百円
	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	二千六百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四千五百円）
(四) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	千九百円
	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	千五百円
(五) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千七百円
	法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けない場合	千九百円

(六) 仮運転免許に係る試験	号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	
	法第九十七条の二第二項の規定の適用を受けない場合	四千八百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、七千六百五十円）
	法第九十七条の二第二項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千七百円
	法第九十七条の二第二項第四号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千五百五十円
	法第九十七条の二第二項の規定の適用を受けない場合	二千九百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四千三百五十円）

第八条第二項の表一の二の項(一)及び(二)を次のように改める。

(一) 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第八十九条第三項の規定による検査（以下この条において「検査」という。）	三千九百円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、六千四百円）
(二) 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	三千七百五十円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四千五百五十円）

第八条第二項の表二の項(一)から(四)までを次のように改める。

(一) 準中型自動車免許に係る再試験	千九百円（法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四千四百円）
(二) 普通自動車免許に係る再試験	千七百五十円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転に

	ついで必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千五百五十円)
(三) 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	千六百五十円 (法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千百円)
(四) 原動機付自転車免許に係る再試験	千円

第八条第二項の表三の項(二)を次のように改める。

(二) 仮運転免許に係る免許証	千五百五十円
-----------------	--------

第八条第二項の表四の項(二)を次のように改める。

(二) 仮運転免許に係る免許証	千五百五十円
-----------------	--------

第八条第二項の表五の項を次のように改める。

五 法第百一条第一項又は第百一条の二第一項の規定による免許証の更新を受けようとする者	免許証更新手数料	(一) 免許証の更新 (法第百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合を除く。)	二千五百円
		(二) 免許証の更新 (法第百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合)	二千五百五十円

第八条第二項の表五の二の項から七の項までを次のように改める。

五の三 認知機能検査を受けようとする者	認知機能検査手数料	七百五十円
---------------------	-----------	-------

<p>六 法第九 十一条の 規定によ り運転す ることが できる自 動車等の 種類を限 定された 者で、そ の限定の 全部又は 一部の解 除を受け るため、 公安委員 会の審査 を受けよ うとする もの</p>	<p>審査手数料</p>		<p>千四百円（公安委員会 が提供する自動車を使 用して受ける場合に あつては、二千八百五 十円）</p>
<p>七 法第九 十九条の 二第四項 の規定に よる技能 検定員資 格者証の 交付を受 けようと する者</p>	<p>技能検定員 資格者証交 付手数料</p>		<p>千五百円</p>

第八条第二項の表八の項(一)から(四)までを次のように改める。

<p>(一) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車 免許に係る法第九十九条の二第四項第一号イの規定に よる審査（以下この条において「技能検定員審査」と いう。）</p>	<p>二万三千四百円</p>
<p>(二) 普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>一万九千五百円</p>
<p>(三) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査</p>	<p>一万四千七百円</p>
<p>(四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これ</p>	<p>二万五千五百円</p>

らの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この条において「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）

第八条第二項の表九の項を次のように改める。

<p>九 法第九 十九条の 三第四項 の規定に よる教習 指導員資 格者証の 交付を受 けようと する者</p>	<p>教習指導員 資格者証交 付手数料</p>		<p>千百五十円</p>
--	---------------------------------	--	--------------

第八条第二項の表十の項(一)から(四)までを次のように改める。

<p>(一) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第九十九条の三第四項第一号イの規定による審査（以下この条において「教習指導員審査」という。）</p>	<p>一万四千五百五十円</p>
<p>(二) 普通自動車免許に係る教習指導員審査</p>	<p>一万千八百五十円</p>
<p>(三) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査</p>	<p>九千六百五十円</p>
<p>(四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この条において「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）</p>	<p>一万二千四百五十円</p>

第八条第二項の表十一の項を次のように改める。

<p>十一 法第 百七条の 七第一項 の規定に よる国外 運転免許 証の交付</p>	<p>国外運転免 許証交付手 数料</p>		<p>二千三百五十円</p>
--	-------------------------------	--	----------------

を受けよ うとする 者			
-------------------	--	--	--

第八条第二項の表十二の項(三)から(六)までを次のように改める。

(三)	法第百八条の二第二項第三号に掲げる講習	講習一時間について千九百五十円	
(四)	法第百八条の二第二項第四号に掲げる講習 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	講習一時間について四千四百五十円	
		準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	講習一時間について三千五百円
		普通自動車免許に係る講習	講習一時間について二千八百円
(五)	法第百八条の二第二項第五号に掲げる講習 大型自動二輪車免許に係る講習	講習一時間について四千五百五十円	
		普通自動二輪車免許に係る講習	講習一時間について四千元
(六)	法第百八条の二第二項第六号に掲げる講習	講習一時間について千五百円	

第八条第二項の表十二の項(八)から(十)までを次のように改める。

(八)	法第百八条の二第二項第八号に掲げる講習	講習一時間について千四五百円	
(九)	法第百八条の二第二項第九号に掲げる講習	講習一時間について七百五十円	
(十)	法第百八条の二第二項第十号に掲げる講習	準中型自動車免許に係る講習	講習一時間について二千五百五十円
		普通自動車免許に係る講習	講習一時間について二千五十円
		大型自動二輪車免許に係る講習	講習一時間について二千七百元
		普通自動二輪車免許に係る講習	講習一時間について二千五百五十円

	原動機付自転車免許に係る講習	講習一時間について二千四百五十円
--	----------------	------------------

第八条第二項の表十二の項(十二)から(十四)までを次のように改める。

<p>(十二) 法第八十条の二第二項第十二号に掲げる講習</p>	<p>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ、第一百一条の四第二項又は第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）</p>	<p>五千五百円</p>
	<p>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p>	<p>五千五百円（当該認知機能検査の結果が道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。以下この条において「府令」という。）第三十九条の基準に該当するものにあつては、七千九百五十円）</p>
	<p>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p>	<p>五千八百円</p>
	<p>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ、第一百一条の四第二項又は第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）</p>	<p>二千二百五十円</p>
	<p>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果</p>	<p>二千二百五十円（当該認知機能検査の結果が府令第三十九条の基準に該当するものにあつては、四千四百五十円）</p>

	果に基づいて行うものに限る。)	
	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	一千三百五十円
(十三)	法第百八条の二第二項第十三号に掲げる講習	一万二千五百円（当該講習が府令第三十八条第十三項第二号の表第一号に掲げる講習の方法に係るものである場合にあつては、九千五百円）
(十四)	法第百八条の二第二項第十四号に掲げる講習	講習一時間について二千円

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>(道路交通法に関する手数料)</p> <p>第八条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、その者に係る手数料の額は、前項の表八の項の第四欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ前項の表八の項の第四欄に定める額から、次の表の下欄に定める額を減じた額とする。</p>			<p>(道路交通法に関する手数料)</p> <p>第八条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、その者に係る手数料の額は、前項の表八の項の第四欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ前項の表八の項の第四欄に定める額から、次の表の下欄に定める額を減じた額とする。</p>		
審査細目	区 分	手数料の額から減ずる額	審査細目	区 分	手数料の額から減ずる額
一 技能 検定員 として 必要な 自動車 の運転 技能	(一) 略		一 技能 検定員 として 必要な 自動車 の運転 技能	(一) 略	
	(二) 普通自動車 免許に係る技 能検定員審査	三千五百五十 円		(二) 普通自動車 免許に係る技 能検定員審査	三千六百円
	(三) 特定第一種 運転免許に係	千二百五十円		(三) 特定第一種 運転免許に係	千三百円

	る技能検定員 審査	(四) 略	二 略	三 法第 百八条 の二十 八第四 項に規 定する 教則の 内容と なつて いる事 項	(一) 大型自動車 免許、中型自 動車免許又は 準中型自動車 免許に係る技 能検定員審査	二千五百円
					(二) 普通自動車 免許に係る技 能検定員審査	二千円
	る技能検定員 審査	(四) 略	二 略	三 法第 百八条 の二十 八第四 項に規 定する 教則の 内容と なつて いる事 項	(一) 大型自動車 免許、中型自 動車免許又は 準中型自動車 免許に係る技 能検定員審査	二千四百五十 円
					(二) 普通自動車 免許に係る技 能検定員審査	千九百五十円
	る技能検定員 審査	(四) 略	二 略	三 法第 百八条 の二十 八第四 項に規 定する 教則の 内容と なつて いる事 項	(三) 特定第一種 運転免許に係 る技能検定員 審査	二千円
					(三) 特定第一種 運転免許に係 る技能検定員 審査	千九百五十円
	る技能検定員 審査	(四) 略	二 略	三 法第 百八条 の二十 八第四 項に規 定する 教則の 内容と なつて いる事 項	(一) 大型自動車 免許、中型自 動車免許又は 準中型自動車 免許に係る技 能検定員審査	二千五百円
					(二) 普通自動車 免許に係る技 能検定員審査	二千円
	る技能検定員 審査	(四) 略	二 略	三 法第 百八条 の二十 八第四 項に規 定する 教則の 内容と なつて いる事 項	(一) 大型自動車 免許、中型自 動車免許又は 準中型自動車 免許に係る技 能検定員審査	二千四百五十 円
					(二) 普通自動車 免許に係る技 能検定員審査	千九百五十円
	る技能検定員 審査	(四) 略	二 略	三 法第 百八条 の二十 八第四 項に規 定する 教則の 内容と なつて いる事 項	(三) 特定第一種 運転免許に係 る技能検定員 審査	二千円
					(三) 特定第一種 運転免許に係 る技能検定員 審査	千九百五十円
五 技能 検定の 実施に 関する 知識	る技能検定員 審査	(四) 略	二 略	三 法第 百八条 の二十 八第四 項に規 定する 教則の 内容と なつて いる事 項	(一) 大型自動車 免許、中型自 動車免許又は 準中型自動車 免許に係る技 能検定員審査	二千三百五十 円
					(一) 大型自動車 免許、中型自 動車免許又は 準中型自動車 免許に係る技 能検定員審査	二千円

<p>六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識</p>	<p>(一) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査 千八百円</p>	<p>(二) 普通自動車免許に係る技能検定員審査 千九百円</p>	<p>(三) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 二千六百五十円</p>
<p>(二) 普通自動車免許に係る技能検定員審査 二千五十円</p>	<p>(三・四) 略</p>		
<p>(三・四) 略</p>			
<p>七 略</p>			
<p>備考 一 技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の下欄に定めるところによるほか、前項の表八の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については二千三百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については九百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については千円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については二千九百円を減ずるものとする。 二 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、三</p>			
<p>六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識</p>	<p>(一) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査 千七百五十円</p>	<p>(二) 普通自動車免許に係る技能検定員審査 千九百五十円</p>	<p>(三) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 二千五百円</p>
<p>(二) 普通自動車免許に係る技能検定員審査 二千円</p>	<p>(三・四) 略</p>		
<p>(三・四) 略</p>			
<p>七 略</p>			
<p>備考 一 技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の下欄に定めるところによるほか、前項の表八の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については二千四百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については八百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については千五百円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については三千百円を減ずるものとする。 二 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、三</p>			

の項及び四の項の下欄に定めるところによるほか、前項の表八の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については五百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については三百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については三百円を減ずるものとする。

の項及び四の項の下欄に定めるところによるほか、前項の表八の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については五百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については三百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については三百五十円を減ずるものとする。

4 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、その者に係る手数料の額は、第二項の表十の項の第四欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ第二項の表十の項の第四欄に定める額から、次の表の下欄に定める額を減じた額とする。

4 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、その者に係る手数料の額は、第二項の表十の項の第四欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ第二項の表十の項の第四欄に定める額から、次の表の下欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	手数料の額から減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	(一) 略	
	(二) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	三千五百五十円
	(三) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千二百五十円
	(四) 略	
二 技能教習に必要な技能教習の技能	(一) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	千四百円
	(二) 普通自動車	千三百円

審査細目	区 分	手数料の額から減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	(一) 略	
	(二) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	三千六百元
	(三) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千三百円
	(四) 略	
二 技能教習に必要な技能教習の技能	(一) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	千三百五十円
	(二) 普通自動車	千二百五十円

三 学科 教習に 必要な 教習の 技能	(一) 大型自動車 免許、中型自 動車免許又は 準中型自動車 免許に係る教 習指導員審査	千三百円	免許に係る教 習指導員審査
	(二) 普通自動車 免許に係る教 習指導員審査	千二百五十円	
	(三) 特定第一種 運転免許に係 る教習指導員 審査	千二百五十円	
	(四) 略		
四 法第 百八条 の二十 八第四 項に規 定する 教則の 内容と なつて いる事 項その 他自動 車の運 転に関 する知 識	(一) 大型自動車 免許、中型自 動車免許又は 準中型自動車 免許に係る教 習指導員審査	千六百元	
	(二)・(三) 略		
五 自動 車教習	(一) 大型自動車 免許、中型自	千六百元	
三 学科 教習に 必要な 教習の 技能	(一) 大型自動車 免許、中型自 動車免許又は 準中型自動車 免許に係る教 習指導員審査	千二百五十円	免許に係る教 習指導員審査
	(二) 普通自動車 免許に係る教 習指導員審査	千二百円	
	(三) 特定第一種 運転免許に係 る教習指導員 審査	千円	
	(四) 略		
四 法第 百八条 の二十 八第四 項に規 定する 教則の 内容と なつて いる事 項その 他自動 車の運 転に関 する知 識	(一) 大型自動車 免許、中型自 動車免許又は 準中型自動車 免許に係る教 習指導員審査	千五百五十円	
	(二)・(三) 略		
五 自動 車教習	(一) 大型自動車 免許、中型自	千五百五十円	

所に関する法 令について の知識	動車免許又は 準中型自動車 免許に係る教 習指導員審査 (二)・(三) 略		所に関する法 令について の知識	動車免許又は 準中型自動車 免許に係る教 習指導員審査 (二)・(三) 略	
六 教習 指導員 として 必要な 教育に ついて の知識	(一) 大型自動車 免許、中型自 動車免許又は 準中型自動車 免許に係る教 習指導員審査	<u>千五百円</u>	(一) 大型自動車 免許、中型自 動車免許又は 準中型自動車 免許に係る教 習指導員審査	<u>千四百円</u>	
	(二) 略			(二) 略	
七 略			(三) 特定第一種 運転免許に係 る教習指導員 審査	<u>千二百五十円</u>	
備考 一 教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の下欄に定めるところによるほか、第二項の表十の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については <u>二千四百円</u> を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については <u>九百円</u> を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については <u>千百円</u> を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については <u>二千八百五十円</u> を減ずるものとする。 二 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、四の項及び五の項の下欄に定めるところ	備考 一 教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の下欄に定めるところによるほか、第二項の表十の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については <u>二千五百円</u> を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については <u>九百円</u> を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については <u>千百円</u> を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については <u>三千百五十円</u> を減ずるものとする。 二 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、四の項及び五の項の下欄に定めるところ				

によるほか、第二項の表十の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については百五十円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については百五十円を減ずるものとする。

によるほか、第二項の表十の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については二百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については百円を減ずるものとする。

5・6 略

(警備業法に関する手数料)

第十条 県は、警備業法(以下この条において「法」という。)の規定に基づく次の表の上欄に掲げる事務について、一件につきそれぞれ同表の下欄に定める額の手数料を徴収する。

5・6 略

(警備業法に関する手数料)

第十条 県は、警備業法(以下この条において「法」という。)の規定に基づく次の表の上欄に掲げる事務について、一件につきそれぞれ同表の下欄に定める額の手数料を徴収する。

事 務	手数料の額
一〜六 略	
七 法第二十二条第五項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の書換え	千八百円
八〜十一 略	
十二 法第四十二条第三項において準用する法第二十二條第五項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の書換え	千八百円
十三 略	

事 務	手数料の額
一〜六 略	
七 法第二十二条第五項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の書換え	二千円
八〜十一 略	
十二 法第四十二条第三項において準用する法第二十二條第五項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の書換え	二千円
十三 略	

2 略

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に関する手数料)

第十一条 県は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(以下この条において「法」という。)の規定に基づく次の表の

2 略

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に関する手数料)

第十一条 県は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(以下この条において「法」という。)の規定に基づく次の表の

上欄に掲げる事務について、一件につきそれぞれ同表の下欄に定める額の手数料を徴収する。

事 務	手数料の額
一 法第四条の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	一万二千元
二 法第五条第五項の規定に基づく認定証の再交付	千七百円
三 略	

(探偵業の業務の適正化に関する法律に関する手数料)

第十二条 県は、探偵業の業務の適正化に関する法律（以下この条において「法」という。）の規定に基づく次の表の上欄に掲げる事務について、一件につきそれぞれ同表の下欄に定める額の手数料を徴収する。

事 務	手数料の額
一 略	
二 法第四条第三項の規定に基づく同条第二項の規定による届出があつたことを証する書面の交付	千六百元
三 法第四条第三項の規定に基づく届出があつたことを証する書面の再交付	千円

上欄に掲げる事務について、一件につきそれぞれ同表の下欄に定める額の手数料を徴収する。

事 務	手数料の額
一 法第四条の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	一万三千元
二 法第五条第五項の規定に基づく認定証の再交付	千九百元
三 略	

(探偵業の業務の適正化に関する法律に関する手数料)

第十二条 県は、探偵業の業務の適正化に関する法律（以下この条において「法」という。）の規定に基づく次の表の上欄に掲げる事務について、一件につきそれぞれ同表の下欄に定める額の手数料を徴収する。

事 務	手数料の額
一 略	
二 法第四条第三項の規定に基づく同条第二項の規定による届出があつたことを証する書面の交付	千五百円
三 法第四条第三項の規定に基づく届出があつたことを証する書面の再交付	千円

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前に申請がなされている事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(警察本部交通企画課)

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 人員に関する基準（第四条）

第三章 施設及び設備に関する基準（第五条・第六条）

第四章 運営に関する基準（第七条―第四十二条）

第五章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針（第四十三条・第四十四条）

第二節 施設及び設備に関する基準（第四十五条）

第三節 運営に関する基準（第四十六条―第五十四条）

第六章 雑則（第五十五条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百十一条第一項から第三項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 療養床 療養室のうち、入所者一人当たりの寝台又はこれに代わる設備の部分を用いる。
- 二 I型療養床 療養室のうち、主として長期にわたり療養が必要である者であつて、重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるためのものを用いる。
- 三 II型療養床 療養室のうち、I型療養床以外のものを用いる。

（基本方針）

第三条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立つて介護医療院サービスを提供するように努めなければならない。

3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二章 人員に関する基準

第四条 介護医療院に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）で定める員数
- 二 薬剤師 常勤換算方法で、介護医療院の入所者のうちI型療養床の利用者（以下「I型入所者」という。）の数を百五十で除した数に、介護医療院の入所者のうちII型療養床の利用者（以下「II型入所者」という。）の数を三百で除した数を加えて得た数以上
- 三 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、介護医療院の入

所者の数を六で除して得た数以上

四 介護職員 常勤換算方法で、Ⅰ型入所者の数を五で除した数に、Ⅱ型入所者の数を六で除した数を加えて得た数以上

五 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適當数

六 栄養士 入所定員が百人以上の場合にあつては、一以上

七 介護支援専門員 一以上（入所者の数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。）

八 診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適當数

九 調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適當数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数とする。

3 第一項の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの延べ勤務時間数の総数を当該介護医療院において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、規則で定める介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

5 第一項第七号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合その他の規則で定める場合は、規則で定める職務に従事することができるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、人員に関する基準について必要な事項は、規則で定める。

第三章 施設及び設備に関する基準

(施設の基準)

第五条 介護医療院は、療養室、診療室、処置室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。

- 一 談話室
- 二 食堂
- 三 浴室
- 四 レクリエーションルーム
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 サービスステーション
- 八 調理室
- 九 洗濯室又は洗濯場
- 十 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

- 一 談話室 入所者同士又は入所者及びその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
- 二 食堂 内のりによる測定で、入所者一人当たり一平方メートル以上の面積を有すること。
- 三 浴室 次のとおりとすること。
 - イ 身体の不自由な者が入浴するために適したものとすること。
 - ロ 一般の浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別の浴槽を設けること。
- 四 レクリエーションルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有するほか、必要な設備を備えること。
- 五 洗面所 身体の不自由な者が利用するために適したものとすること。

六 便所 身体の不自由な者が利用するために適したものとすること。

3 第一項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(設備の基準)

第六条 介護医療院の設備の基準は、次のとおりとする。

一 介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての介護医療院の建物にあつては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

イ 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下「療養室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

ロ 療養室等を二階又は地階に設けている場合は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、第三十二条第一項の計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(2) 第三十二条第三項の必要な訓練については、同条第一項の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(3) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

二 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。

三 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第二百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、当該直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

四 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条、第三十条の四、第三十条の十三、第三十条の十四、第三十条の十六、第三十条の十七、第三十条の十八（第一項第四号から第六号までを除く。）、第三十条の十九、第三十条の二十第二項、第三十条の二十一、第三十条の二十二、第三十条の二十三第一項、第三十条の二十五、第三十条の二十六第三項から第五項まで及び第三十条の二十七の規定を準用する。この場合において、同令第三十条の十八第一項中「いずれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは「いずれか」と読み替えるものとする。

五 階段には、手すりを設けること。

六 廊下は、次のとおりとすること。

イ 幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

ロ 手すりを設けること。

ハ 常夜灯を設けること。

七 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を設けること。

八 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項第一号の規定にかかわらず、介護医療院の建物が、次の各号のいずれかの要件を満た

す木造かつ平屋建ての建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等により火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

第四章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第七条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第二十九条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明し、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

2 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、規則で定めるところにより当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の規則で定める方法により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。

(サービス提供拒否の禁止)

第八条 介護医療院は、正当な理由なく介護医療院サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第九条 介護医療院は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、速やかに、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第十条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供を求められた場合は、被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

2 介護医療院は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護医療院サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第十一条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていないときは、当該入所申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

2 介護医療院は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前までには行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第十二条 介護医療院は、その心身の状況及び病状、置かれている環境等に照らし、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者に対し介護医療院サービスを提供するものとする。

2 介護医療院は、入所申込者の数が入所定員の数から入所者の数を差し引いた数を超えてい

る場合は、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

- 3 介護医療院は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。
- 4 介護医療院は、入所者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。
- 5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。
- 6 介護医療院は、入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者及び退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービス提供の記録)

第十三条 介護医療院は、入所に際しては入所の年月日並びに入所する介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 介護医療院は、介護医療院サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第十四条 介護医療院は、法定代理受領サービス（法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護医療院サービスをいう。以下同じ。）を提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該介護医療院サービスについて同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護医療院サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護医療院サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 介護医療院は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用
 - 二 居住に要する費用
 - 三 当該入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 当該入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 五 理美容代
 - 六 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、当該入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるもの

とする。

- 5 介護医療院は、第三項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明し、当該入所者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十五条 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対し交付しなければならない。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第十六条 介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を適切に行わなければならない。

- 2 介護医療院サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

- 3 介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導し、又は説明しなければならない。

- 4 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

- 5 介護医療院は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の当該入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- 6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

- 7 介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第十七条 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画に位置付けるよう努めなければならない。

- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて当該入所者が現に抱える問題点を明らかにし、当該入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この

場合において、計画担当介護支援専門員は、当該入所者及びその家族に対し面接の趣旨を十分に説明し、その理解を得なければならない。

- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、当該入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、当該入所者の家族の希望を勘案して、当該入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及びその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、当該担当者に専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対し説明し、文書により当該入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を当該入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、当該施設サービス計画の実施状況の把握（当該入所者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて当該施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、当該入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによらなければならない。
 - 一 定期的に入所者に面接すること。
 - 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合において、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、当該担当者に専門的な見地からの意見を求めるものとする。
 - 一 入所者が要介護更新認定を受けた場合
 - 二 入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 12 第二項から第八項までの規定は、第九項の施設サービス計画の変更について準用する。
（診療の方針）

第十八条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行うこと。
- 二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。
- 三 常に入所者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該入所者又はその家族に対し適切な指導を行うこと。
- 四 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして適切に行うこと。
- 五 厚生労働大臣が別に定めるもののほか、特殊な療法又は新しい療法等を行ってはならないこと。
- 六 厚生労働大臣が別に定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならないこと。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十七項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合は、この限りでない。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第十九条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたとときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置又は他の医師の対診を求めるとその他の診療についての適切な措置を講じなければならない。

2 介護医療院の医師は、入所者のために必要な限度を超えて、他の医師若しくは歯科医師の往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。

3 介護医療院の医師は、入所者のために他の医師若しくは歯科医師の往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合は、その医師又は歯科医師に対し当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。

4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

(機能訓練)

第二十条 介護医療院は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第二十一条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、当該入所者の病状及び心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2 介護医療院は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 介護医療院は、入所者に対し、その心身の状況及び病状、置かれている環境等に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 介護医療院は、褥瘡^{よくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 介護医療院は、前各項に規定するもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

7 介護医療院は、入所者に対し、その負担により、当該介護医療院の従業者以外の者による看護及び医学的管理の下における介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第二十二条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体^しの状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

2 介護医療院は、入所者の食事について、入所者の自立の支援に配慮し、できる限り離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第二十三条 介護医療院は、常に入所者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、これらの者に対し必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第二十四条 介護医療院は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 介護医療院は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第二十五条 介護医療院は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

1 正当な理由なく介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態を悪化させたと認められるとき。

2 偽りその他不正の行為により保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理)

第二十六条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障がない場合は、規則で定める職務に従事することができるものとする。

(管理者の責務)

第二十七条 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護医療院の管理者は、従業者にこの章(この条を除く。)の規定を遵守させるために必要な指揮又は命令をするものとする。

3 介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあっては、この限りでない。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第二十八条 計画担当介護支援専門員は、第十七条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

1 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

2 入所者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。

3 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

(運営規程)

第二十九条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第三十条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

1 施設の目的及び運営の方針

2 従業者の職種、員数及び職務の内容

3 入所定員(Ⅰ型療養床に係る入所定員、Ⅱ型療養床に係る入所定員及びこれらの合計をいう。)

4 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額

5 施設の利用に当たつての留意事項

6 非常災害対策

7 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第三十条 介護医療院は、入所者に対し適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者により介護医療院サービスを提供しなければなら

ない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第三十一条 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第三十二条 介護医療院は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、周辺の地域の環境及び入所者の特性等を踏まえ、入所者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければならない。

- 2 介護医療院は、前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携並びに入所者の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に従業者、入所者等に周知しなければならない。

- 3 介護医療院は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

- 4 介護医療院は、第一項の計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

(衛生管理等)

第三十三条 介護医療院は、入所者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- 2 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- 3 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

- 4 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

- 3 介護医療院の管理者が次に掲げる業務を委託する場合には、医療法施行規則第九条の八、第九条の九、第九条の十二、第九条の十三、別表第一の二及び別表第一の三の規定を準用する。この場合において、同令第九条の八第一項中「法第十五条の二の規定による人体から排出され」とあるのは「人体から排出され」と、同条第二項中「法第十五条の二の規定による検体検査」とあるのは「検体検査」と、同令第九条の九第一項中「法第十五条の二の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、同令第九条の十二中「法第十五条の二の規定による第九条の七に定める医療機器」とあるのは「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器」と、同令第九条の十三中「法第十五条の二の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。

- 1 人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査の業務

- 1 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務

三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務

四 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定により高压ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）

（協力病院等）

第三十四条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 介護医療院は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（掲示）

第三十五条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第三十六条 介護医療院の従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護医療院は、従業者であつた者が、正当な理由なくその業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、居宅介護支援事業者その他のものに対し入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により当該入所者の同意を得ておかなければならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第三十七条 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）が要介護被保険者に当該介護医療院を紹介することの対償として、当該居宅介護支援事業者等に対し金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護医療院は、居宅介護支援事業者等に、当該介護医療院からの退所者を紹介することの対償として、当該居宅介護支援事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第三十八条 介護医療院は、その提供した介護医療院サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護医療院は、その提供した介護医療院サービスに関し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 介護医療院は、市町村からの求めがあつた場合は、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 介護医療院は、その提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第七十六条第一項第三号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

6 介護医療院は、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合は、前項の改善の内容を

国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第三十九条 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

2 介護医療院は、その運営に当たっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第四十条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。

三 定期的に、事故発生の防止のための委員会を開催し、及び従業者に対する研修を実施すること。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該入所者の家族等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、前項の事故の状況及びその際に採った処置について記録しなければならない。

4 介護医療院は、第二項に規定する場合であつて、当該入所者の損害を賠償すべきときには、速やかに、当該損害の賠償をしなければならない。

(会計の区分)

第四十一条 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第四十二条 介護医療院は、従業者、施設及び設備並びに会計に関する諸記録を整備しておくなければならない。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間(第六号及び第七号に掲げる記録にあつては、二年間)保存しなければならない。

一 施設サービス計画

二 第十二条第四項の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

三 第十三条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

四 第十六条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の当該入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

五 第二十五条の規定による市町村への通知に係る記録

六 第三十八条第二項の規定による苦情の内容等の記録

七 第四十条第三項の規定による事故の状況及びその際に採った処置についての記録

3 介護医療院は、第一項の諸記録のうち施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

第五章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第四十三条 第三条及び前二章の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第四十四条 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二節 施設及び設備に関する基準

第四十五条 ユニット型介護医療院は、診察室、処置室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。

- 一 ユニット
- 二 浴室
- 三 サービスステーション
- 四 調理室
- 五 洗濯室又は洗濯場
- 六 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット（療養室を除く。） 次のとおりとすること。

イ 共同生活室 次のとおりとすること。

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員の数を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ロ 洗面設備 次のとおりとすること。

(1) 療養室ごとく又は共同生活室ごとく適当数設けること。

(2) 身体の不自由な者が使用するために適したものとすること。

ハ 便所 療養室ごとく又は共同生活室ごとく適当数設けること。

二 浴室 次のとおりとすること。

イ 身体の不自由な者が入浴するために適したものとすること。

ロ 一般の浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別の浴槽を設けること。

3 前項第二号に規定する浴室は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 前三項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。
 - イ 療養室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
 - ロ 療養室等を二階又は地階に設けている場合は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - (1) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第五十四条において準用する第三十二条第一項の計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - (2) 第五十四条において準用する第三十二条第三項の必要な訓練については、第五十四条において準用する第三十二条第一項の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - (3) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
 - 二 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。
 - 三 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令第百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、当該直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
 - 四 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則第三十条、第三十条の四、第三十条の十三、第三十条の十四、第三十条の十六、第三十条の十七、第三十条の十八（第一項第四号から第六号までを除く。）、第三十条の十九、第三十条の二十第二項、第三十条の二十一、第三十条の二十二、第三十条の二十三第一項、第三十条の二十五、第三十条の二十六第三項から第五項まで及び第三十条の二十七の規定を準用する。この場合において、同令第三十条の十八第一項中「いずれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。
- 五 階段には、手すりを設けること。
- 六 廊下は、次のとおりとすること。
- イ 幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）とすることができる。
 - ロ 手すりを設けること。
 - ハ 常夜灯を設けること。
- 七 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を設けること。
- 八 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- 5 前項第一号の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院の建物が、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等により火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

第三節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第四十六条 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 居住に要する費用
- 三 当該入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 四 当該入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 五 理美容代
- 六 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、当該入居者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。

5 ユニット型介護医療院は、第三項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記載した文書を交付して説明し、当該入居者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第四十七条 介護医療院サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 介護医療院サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 介護医療院サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 介護医療院サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、常にその者の心身の状況等を把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、入居者又は

その家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明しなければならない。

6 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の当該入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

9 ユニット型介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第四十八条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等に応じて、適切な技術をもつて行われなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況及び病状、置かれている環境等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者が身体の清潔を保持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもつて入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、その心身の状況及び病状、置かれている環境等に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型介護医療院は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型介護医療院は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型介護医療院の従業者以外の者による看護及び医学的管理の下における介護を受けさせてはならない。

(食事)

第四十九条 ユニット型介護医療院は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況及び症状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう、必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第五十条 ユニット型介護医療院は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第五十一条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員（Ⅰ型療養床に係る入居定員、Ⅱ型療養床に係る入居定員及びこれらの合計をいう。）
- 四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- 五 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 六 施設の利用に当たつての留意事項
- 七 非常災害対策
- 八 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第五十二条 ユニット型介護医療院は、入居者に対し適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を営むことができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。

- 一 昼間にあつては、ユニットごとに常時一人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜にあつては、二ユニットごとに一人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。
- 三 ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型介護医療院は、当該ユニット型介護医療院の従業者により介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第五十三条 ユニット型介護医療院は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第五十四条 第七条から第十三条まで、第十五条、第十七条から第二十条まで、第二十二條、第二十五条から第二十八条まで及び第三十二条から第四十二条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第七条第一項中「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「第五十一条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十七条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第四十二条第二項第四号中「第十六条第五

項」とあるのは「第四十七条第七項」と読み替えるものとする。

第六章 雑則

(規則への委任)

第五十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 療養病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床（以下この条から附則第四条までにおいて「療養病床等」という。）を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和二十八年法律第百三十三号）第二十條の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行い、介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第六条第一項第一号及び第四十五条第四項第一号の規定は、適用しない。

第三条 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行い、介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第六条第一項第一号及び第四十五条第四項第二号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては、百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。

第四条 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行い、介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第六条第一項第六号イ及び第四十五条第四項第六号イの規定にかかわらず、廊下の幅は、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

第五条 平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に、療養病床、健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）第一条の規定による改正前の介護保険法施行令第四条第二項に規定する病床若しくは健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第四条第二項に規定する病床（以下この条から附則第七条までにおいて「療養病床等」という。）を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行い、介護老人保健施設を開設した場合であつて、平成三十六年三月三十一日までの間に当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第六条第一項第一号及び第四十五条第四項第一号の規定は、適用しない。

第六条 平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行い、介護老人保健施設を開設した場合であつて、平成二十六年三月三十一日までの間に当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第六条第一項第二号及び第四十五条第四項第二号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては、百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。

第七条 平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行い、介護老人保健施設を開設した場合であつて、平成二十六年三月三十一日までの間に当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第六条第一項第六号イ及び第四十五条第四項第六号イの規定にかかわらず、廊下の幅は、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

(高齢対策課)

栃木県条例第二十四号

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例（平成二十四年栃木県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第七条の二第四項、<u>第十八条並び</u>に第二十一条第一項及び第二項の規定に基づき、病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(既存病床数及び申請病床数の補正)</p> <p>第三条 法第七条の二第四項の規定による補正は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 国の開設する病院若しくは診療所であつて宮内庁、<u>法務省</u> 若しくは防衛省が所管するものの、独立行政法人労働者健康安全機構の</p>	<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第七条の二第四項及び第五項、第十八条並びに第二十一条第一項及び第二項の規定に基づき、病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(既存病床数及び申請病床数の補正)</p> <p>第三条 法第七条の二第四項の規定による補正は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 国の開設する病院若しくは診療所であつて宮内庁、<u>総務省、法務省、財務省、林野庁</u>若しくは防衛省が所管するものの、独立行政法人労働者健康安全機構の</p>

開設する病院若しくは診療所であつて労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第六項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十三条第三号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに、既存の病床数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した数（次の式により算定した数が〇・〇五以下であるときは、零）を乗じて得た数を既存の病床数及び当該申請に係る病床数として算定すること。

当該病床の利用者のうち、職員及びそ

の家族以外の者、隊員及びその家族以

外の者、業務上の災害を被つた労働者

当該病床の利用者の数
以外の者、従業員及びその家族以外の

者又は入院患者以外の者の数

一 放射線治療病室 _____ の病
床については _____

_____, 既存の病床数及び当該申請に係る病床数に算定しないこ

開設する病院若しくは診療所であつて労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第六項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十三条第三号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに、既存の病床数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した数（次の式により算定した数が〇・〇五以下であるときは、零）を乗じて得た数を既存の病床数及び当該申請に係る病床数として算定すること。

当該病床の利用者のうち、職員及びそ

の家族以外の者、隊員及びその家族以

外の者、業務上の災害を被つた労働者

当該病床の利用者の数
以外の者、従業員及びその家族以外の

者又は入院患者以外の者の数

一 放射線治療病室、無菌病室又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床については、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されている場合には、既存の病床数及び当該申請に係る病床数に算定しないこ

と。

三・四 略

2 前項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療病室の病床

の数は、当該申請があつた日前の直近の九月三十日における数とする。この場合において、当該申請があつた日前の直近の九月三十日において業務が行われなかつたときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数とする。

3 当該申請に係る病床数についての第一項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療病室の病床

の数は、前項の規定にかかわらず、当該申請に係る病院又は診療所の機能及び性格、当該病院又は診療所に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数とする。

と。

三 介護老人保健施設の入所定員については、当該介護老人保健施設の入所定員数に〇・五を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床数として算定すること。

四・五 略

2 前項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療病室、無菌病室又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床（当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されている場合のものに限る。）

の数は、当該申請があつた日前の直近の九月三十日における数とする。この場合において、当該申請があつた日前の直近の九月三十日において業務が行われなかつたときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数とする。

3 当該申請に係る病床数についての第一項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療病室、無菌病室又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床（当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれる

場合のものに限る。）の数は、前項の規定にかかわらず、当該申請に係る病院又は診療所の機能及び性格、当該病院又は診療所に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数とする。

第四条 削除

第二条 削除

附 則

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(医療政策課)

(既存の療養病床数の補正)

第四条 法第七条の二第五項の規定により既存の病床数を算定するに当たっては、介護老人保健施設の入所定員数は、当該介護老人保健施設の入所定員数に〇・五を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床数とみなすものとする。

附 則

(既存の病床数の補正に関する経過措置)

第二条 第三条第一項第三号及び第四条の規定にかかわらず、当分の間、介護老人保健施設(次項に規定するものを除く。)の入所定員数については、既存の病床数として算定しない。

2 療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、当該病院又は診療所の療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。)を行い、介護老人保健施設を開設した場合における当該介護老人保健施設の入所定員数(当該転換に係る部分に限る。)については、当該転換を行った日から同日以後最初に医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十条の三十第一号の規定に基づき療養病床及び一般病床に係る基準病床数を算定する日までの間に限り、前項の規定にかかわらず、第三条第一項第三号及び第四条中「〇・五」とあるのは、「一」とする。

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例
 (軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年栃木県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p align="center">(職員の配置の基準)</p> <p>第十二条 略</p> <p>2～11 略</p> <p>12 第二項第六号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が二十九人以下の軽費老人ホームをいう。以下同じ。)の調理員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者へのサービスの提供が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一 介護老人保健施設又は介護医療院 調理員又はその他の従業者</p> <p>二 略</p> <p>13 略</p> <p align="center">(サービス提供の方針)</p> <p>第十八条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p>	<p align="center">(職員の配置の基準)</p> <p>第十二条 略</p> <p>2～11 略</p> <p>12 第二項第六号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設 又は診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が二十九人以下の軽費老人ホームをいう。以下同じ。)の調理員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者へのサービスの提供が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一 介護老人保健施設 又は診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))調理員又はその他の従業者</p> <p>二 略</p> <p>13 略</p> <p align="center">(サービス提供の方針)</p> <p>第十八条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p>

三 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年栃木県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第十三条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第一項第二号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が二十九人以下の養護老人ホームをいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>7～11 略</p> <p>12 第一項第三号、第六号及び第七号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>三・四 略</p> <p>(処遇の方針)</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第十三条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第一項第二号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設 又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が二十九人以下の養護老人ホームをいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>7～11 略</p> <p>12 第一項第三号、第六号及び第七号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一 略</p> <p>二・三 略</p> <p>(処遇の方針)</p>

第十七条 略

2～5 略

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 支援員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第十七条 略

2～5 略

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年栃木県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(運営規程)</p> <p>第八条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一～五 略</p> <p>六 緊急時等における対応方法</p> <p>七・八 略</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第八条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一～五 略</p> <p>六・七 略</p>
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第十二条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム(入所定員が二十九人以下の特別養</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第十二条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム(入所定員が二十九人以下の特別養</p>

護老人ホームをいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の本体施設である特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十三条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、速やかに、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の紹介その他の適切な措置を講じなければならない。

(処遇の方針)

第十六条 略

2 ～ 5 略

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 略

第二十三条 略

(緊急時等の対応方法)

第二十三条の二 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第十二条第一項第二号の医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

護老人ホームをいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の本体施設である特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十三条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、速やかに、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設の紹介その他の適切な措置を講じなければならない。

(処遇の方針)

第十六条 略

2 ～ 5 略

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 略

第二十三条 略

(運営規程)

第三十五条 ユニット型特別養護老人ホーム

は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 六 略

七 緊急時等における対応方法

八・九 略

(サービスの取扱方針)

第三十七条 略

2 七 略

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

9 略

(職員の配置の基準)

第四十六条 略

2 八 略

9 第一項第三号及び第五号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

一・二 略

三 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

四・五 略

10・11 略

(運営規程)

第三十五条 ユニット型特別養護老人ホーム

は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 六 略

七・八 略

(サービスの取扱方針)

第三十七条 略

2 七 略

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

8 略

(職員の配置の基準)

第四十六条 略

2 八 略

9 第一項第三号及び第五号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

一・二 略

三 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

三・四 略

10・11 略

(準用)

第四十九条 第三条から第十条まで、第十三条から第十六条まで、第十八条から第三十条まで及び第三十二条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。

この場合において、第二十三条の二中「第十二条第一項第二号」とあるのは「第四十六条第一項第二号」と、第二十四条第二項中「第八条から第十条まで、第十三条から前条まで及び次条から第三十二条まで」とあるのは「第四十七条及び第四十八条並びに第四十九条において準用する第八条から第十条まで、第十三条から第十六条まで、第十八条から第二十三条まで、第二十五条から第三十条まで及び第三十二条」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十三条 第四条から第七条まで、第九条、第十条、第十三条から第十五条まで、第十九条、第二十一条から第二十四条まで、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十七条、第三十九条から第四十二条まで及び第四十八条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十条第二項第三号中「第十六条第五項」とあるのは「第五十二条において準用する第三十七条第七項」と、第二十三条の二中「第十二条第一項第二号」とあるのは「第四十六条第一項第二号」と、第二十四条第二項中「第八条から第十条まで、第十三条から前条まで及び次条から第三十二条まで」とあるのは「第五十二条並びに第五十三条において準用する第九条、第十条、第十三条から第十五条まで、第十九条、第二十一条から第二十三条まで、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十五条、第三十七条、第三十九条から第四十二条まで及び第四十八条」と読み替えるものとする。

附 則

第六条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第

(準用)

第四十九条 第三条から第十条まで、第十三条から第十六条まで、第十八条から第三十条まで及び第三十二条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。

この場合において

、第二十四条第二項中「第八条から第十条まで、第十三条から前条まで及び次条から第三十二条まで」とあるのは、「第四十七条及び第四十八条並びに第四十九条において準用する第八条から第十条まで、第十三条から第十六条まで、第十八条から第二十三条まで、第二十五条から第三十条まで及び第三十二条」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十三条 第四条から第七条まで、第九条、第十条、第十三条から第十五条まで、第十九条、第二十一条から第二十四条まで、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十七条、第三十九条から第四十二条まで及び第四十八条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十条第二項第三号中「第十六条第五項」とあるのは「第五十二条において準用する第三十七条第七項」と

、第二十四条第二項中「第八条から第十条まで、第十三条から前条まで及び次条から第三十二条まで」とあるのは「第五十二条並びに第五十三条において準用する第九条、第十条、第十三条から第十五条まで、第十九条、第二十一条から第二十三条まで、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十五条、第三十七条、第三十九条から第四十二条まで及び第四十八条」と読み替えるものとする。

附 則

第六条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第

八十三号) 附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成二十三年政令第三百七十五号)第一条の規定による改正前の介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成二十六年三月三十一日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第十一条第四項第九号イ及び第四十五条第四項第九号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員の数を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第七条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第十一条第四項第九号イ及び第四十五条第四項第九号イの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに適合するものとする。

一・二 略

八十三号) 附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成二十三年政令第三百七十五号)第一条の規定による改正前の介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第十一条第四項第九号イ及び第四十五条第四項第九号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員の数を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第七条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第十一条第四項第九号イ及び第四十五条第四項第九号イの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに適合するものとする。

一・二 略

第八条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成二十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該転換に係る廊下の幅の基準については、第十一条第六項第一号、第三十六条第六項第一号、第四十五条第六項第一号及び第五十一条第六項第一号の規定にかかわらず、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

第八条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該転換に係る廊下の幅の基準については、第十一条第六項第一号、第三十六条第六項第一号、第四十五条第六項第一号及び第五十一条第六項第一号の規定にかかわらず、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第四条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 訪問介護</p> <p> 第一節～第四節 略</p> <p> 第五節 <u>共生型居宅サービスに関する基準（第四十二条の二・第四十二条の三）</u></p> <p> 第六節 略</p> <p>第三章～第六章 略</p> <p>第七章 通所介護</p> <p> 第一節～第四節 略</p> <p> 第五節 <u>共生型居宅サービスに関する基準（第一百十四条―第一百三十一条）</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 訪問介護</p> <p> 第一節～第四節 略</p> <p> 第五節 略</p> <p>第三章～第六章 略</p> <p>第七章 通所介護</p> <p> 第一節～第四節 略</p> <p> 第五節 <u>削除</u></p>

第六節 略

第八章 略

第九章 短期入所生活介護

第一節～第五節 略

第六節 共生型居宅サービスに関する基準（第八十二条の二・第八十一条の三）

第七節 略

第十章～第十四章 略

附則

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第一項第二号、第七十条第二項第一号（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二第一項各号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第二条 略

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 略

四 共生型居宅サービス 法第七十二条の二第一項の申請に係る法第四十一条第一項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。

五 略

3 略

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第二十九条 略

2 略

3 サービス提供責任者は、第二十五条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一・二 略

二の二 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者

第六節 略

第八章 略

第九章 短期入所生活介護

第一節～第五節 略

第六節 略

第十章～第十四章 略

附則

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第一項第二号、第七十条第二項第一号（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第二条 略

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 略

四 略

3 略

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第二十九条 略

2 略

3 サービス提供責任者は、第二十五条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一・二 略

の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

三〇八 略

(不当な働きかけの禁止)

第三十六条の二 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準第二条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第百六十五条第二項において同じ。）若しくは基準該当居宅介護支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対し、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第四十二条 略

第五節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型訪問介護の基準)

第四十二条の二 訪問介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十九号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第六条第一項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）又は重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下この条及び第百八十一条の二において「障害者総合支援法」という。）第五条第三項に規定する重度訪問介護をいう。第一号において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第一号において同じ。）の事業を行う者が当該共生型訪問介護の事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定居宅介護事業所（指定障害福祉

三〇八 略

第四十二条 略

サービス等基準条例第六条第一項に規定する指定居宅介護事業所をいう。)又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護(指定障害福祉サービス等基準条例第五条第一項に規定する指定居宅介護をいう。)又は重度訪問介護(以下この号において「指定居宅介護等」という。)の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型訪問介護の利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第四十二条の三 第五条、第六条(第一項を除く。)及び第七条並びに前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第六条第二項中「利用者」とあるのは「利用者(共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者)をいい、」と、「指定訪問介護及び」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス並びに」と読み替えるものとする。

第六節 略

(準用)

第五十九条 第九条から第二十条まで、第二十二條、第二十七條、第三十二條から第三十六條まで及び第三十七條から第四十一條までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十條」とあるのは「第五十七條」と、同項、第十九條、第三十二條、第三十三條第一項及び第三十四條中

第五節 略

(準用)

第五十九条 第九条から第二十条まで、第二十二條、第二十七條及び第三十二條から第四十一條までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十條」とあるのは「第五十七條」と、同項、第十九條、第三十二條、第三十三條第一項及び第三十四條中

「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第三十二条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

第六十三条 第九条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二條、第二十七條、第三十二條から第三十六條まで、第三十七條から第四十一條まで（第三十八條第五項及び第六項を除く。）及び第四十八條並びに前節（第五十二條第一項及び第五十九條を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第五十七條」と、同項、第十九條、第三十二條、第三十三條第一項及び第三十四條中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第二十条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一條第六項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第三十二條第二項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第五十二條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同條第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(看護師等の員数)

第六十五条 指定訪問看護事業者が指定訪問看護事業所ごとに置くべき看護師その他の指定訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護師等」という。）の員数は、次のとおりとする。

- 一 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護ステーション」という。） 次のとおりとする。

「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第三十二条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

第六十三条 第九条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二條、第二十七條、第三十二條から
第四十一條まで（第三十八條第五項及び第六項を除く。）及び第四十八條並びに前節（第五十二條第一項及び第五十九條を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第五十七條」と、同項、第十九條、第三十二條、第三十三條第一項及び第三十四條中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第二十条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一條第六項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第三十二條第二項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第五十二條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同條第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(看護師等の員数)

第六十五条 指定訪問看護事業者が指定訪問看護事業所ごとに置くべき看護師その他の指定訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護師等」という。）の員数は、次のとおりとする。

- 一 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護ステーション」という。） 次のとおりとする。

イ 略

ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。） 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

二 略

2～5 略

第八十一条 指定訪問リハビリテーション事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき従業員の員数は、次のとおりとする

。

一 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数

二 理学療法士等 一以上

2 前項第一号の医師は、常勤でなければならない。

3 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第八十条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八十二条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であつて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設け、かつ、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 略

第九十条 指定居宅療養管理指導の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその

イ 略

ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

二 略

2～5 略

第八十一条 指定訪問リハビリテーション事業者は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）を置かなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第八十条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八十二条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であつて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設け、かつ、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 略

第九十条 指定居宅療養管理指導の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその

有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師

、歯科衛生士等（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対し、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、これらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

第九十一条 指定居宅療養管理指導事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき指定居宅療養管理指導の提供に当たる従業者（以下この章において「居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 次のとおりとすること。

イ 略

ロ 薬剤師、歯科衛生士等又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適當数

二 略

2 略

第九十二条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局

であつて、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有し、かつ、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）

、歯科衛生士等（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対し、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、これらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

第九十一条 指定居宅療養管理指導事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき指定居宅療養管理指導の提供に当たる従業者（以下この章において「居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 次のとおりとすること。

イ 略

ロ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士等又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適當数

二 略

三 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーションをいう。次条において同じ。）である指定居宅療養管理指導事業所 看護職員を一以上置くこと。

2 略

第九十二条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であつて、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有し、かつ、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 略

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第九十五条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者 に対し居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供し、及び当該利用者又はその家族に対し居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等について指導、助言等を行うこと。

一〇七 略

2 略

(運営規程)

第九十六条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、運営規程(次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。)を定めなければならない。

一〇四 略

2 略

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第九十五条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等 に対し居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供し、及び当該利用者又はその家族に対し居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等について指導、助言等を行うこと。

一〇七 略

2 略

3 看護職員の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対し居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供し、並びに利用者からの療養上の相談に応じ、及び当該利用者に対し療養上の支援を行うこと。

二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言をすること。

三 利用者ごとに、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告すること。

(運営規程)

第九十六条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、運営規程(次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。)を定めなければならない。

一〇四 略

- 五 通常の事業の実施地域
- 六 略

第五節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型通所介護の基準)

第百十四条 通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第八十一条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第百四十四条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第百五十四条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十五号。以下この条において「指定通所支援基準条例」という。）第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第五条に規定する指定児童発達支援をいう。第一号において同じ。）を提供する事業者を除く。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第七十三条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第七十二条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第一号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該共生型通所介護の事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定生活介護事業所（指定障害福祉

- 五 略

第五節 削除

第百十四条から第百三十一条まで 削除

サービス等基準条例第八十一条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第百四十四条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第百五十四条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。))又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準条例第七十三条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準条例第八十条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第百四十三条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第百五十二条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- 二 共生型通所介護の利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第百十五条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十二条、第二十七条、第二十八条、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、

第五十六条、第九十九条、第一百一条及び第
 百二条第四項並びに前節（第百十三条を除
 く。）の規定は、共生型通所介護の事業に
 ついて準用する。この場合において、第九
 条第一項中「第三十条に規定する運営規
 程」とあるのは「運営規程（第百七条に規
 定する運営規程をいう。第三十四条におい
 て同じ。）」と、「訪問介護員等」とある
 のは「共生型通所介護の提供に当たる従業
 者（以下「共生型通所介護従業者」とい
 う。）」と、第二十八条及び第三十四条中
 「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所
 介護従業者」と、第百二条第四項中「前項
 ただし書の場合において、指定通所介護事
 業者が第一項に規定する設備を利用し、夜
 間及び深夜に指定通所介護」とあるのは
 「共生型通所介護の事業を行う者が当該事
 業を行う事業所の設備を利用し、夜間及び
 深夜に共生型通所介護」と、第百五条、第
 百六条第五項及び第百八条第三項中「通所
 介護従業者」とあるのは「共生型通所介護
 従業者」と読み替えるものとする。

第百十六条から第百三十一条まで 削除

（準用）

第百三十五条 第九条から第十五条まで、第
 十七条、第十八条、第二十条、第二十二
 条、第二十七条、第二十八条、第三十四
 条から第三十六条まで、第三十七条から第三
 十九条まで（第三十八条第五項及び第六項
 を除く。）、第四十一条、第五十六条、第
 九十九条及び第四節（第百三条第一項及び
 第百十三条を除く。）の規定は、基準該当
 通所介護の事業について準用する。この場
 合において、第九条第一項中「第三十条」
 とあるのは「第百七条」と、同項、第二十
 八条及び第三十四条中「訪問介護員等」と
 あるのは「通所介護従業者」と、第二十条
 第一項中「内容、当該指定訪問介護につ
 いて法第四十一条第六項の規定により利用者
 に代わって支払を受ける居宅介護サービス
 費の額」とあるのは「内容」と、第二十
 一条中「法定代理受領サービスに該当しない
 指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所

（準用）

第百三十五条 第九条から第十五条まで、第
 十七条、第十八条、第二十条、第二十二
 条、第二十七条、第二十八条、第三十四
 条から 第三
 十九条まで（第三十八条第五項及び第六項
 を除く。）、第四十一条、第五十六条、第
 九十九条及び第四節（第百三条第一項及び
 第百十三条を除く。）の規定は、基準該当
 通所介護の事業について準用する。この場
 合において、第九条第一項中「第三十条」
 とあるのは「第百七条」と、同項、第二十
 八条及び第三十四条中「訪問介護員等」と
 あるのは「通所介護従業者」と、第二十条
 第一項中「内容、当該指定訪問介護につ
 いて法第四十一条第六項の規定により利用者
 に代わって支払を受ける居宅介護サービス
 費の額」とあるのは「内容」と、第二十
 一条中「法定代理受領サービスに該当しない
 指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所

介護」と、第五百三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第三十八條 指定通所リハビリテーション

事業所は、指定通所リハビリテーションの提供にふさわしい専用の部屋等であつて三平方メートルに利用定員（当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。）の数を乗じて得た面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあつては、当該専用の部屋等の床面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションの用に供する部分に限る。）の面積を加えるものとする。

2・3 略

（管理者等の責務）

第四十二條 指定通所リハビリテーション

事業所の管理者は、医師、理学療法士等又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。

2 略

（従業者の員数）

第四十八條 略

2・3 略

4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護

介護」と、第五百三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第三十八條 指定通所リハビリテーション

事業所は、指定通所リハビリテーションの提供にふさわしい専用の部屋等であつて三平方メートルに利用定員（当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。）の数を乗じて得た面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設

2・3 略

（管理者等の責務）

第四十二條 指定通所リハビリテーション

事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。

2 略

（従業者の員数）

第四十八條 略

2・3 略

4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護

事業所であつて当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 7 略

（定員の遵守）

第六十五条 略

2 利用者の状況及びその家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所

の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

（準用）

第六十八条 第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十二條、第二十七条、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条から第四十一条まで、第五十六条、第八十条、第九十条及び第九十一条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは、「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第八十一条 略

第六節 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型短期入所生活介護の基準）

第八十一条の二 短期入所生活介護に係る

事業所であつて当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 7 略

（定員の遵守）

第六十五条 略

2 利用者の状況及びその家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準第二条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援

専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

（準用）

第六十八条 第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十二條、第二十七条、第三十四条から第四十一条まで、第五十六条、第八十条、第九十条及び第九十一条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは、「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第八十一条 略

共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第百一条第一項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準条例第百条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部若しくは一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該共生型短期入所生活介護の事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上であること。
- 二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- 三 共生型短期入所生活介護の利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第百八十一条の三 第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十二條、第二十七條、第三十四条から第三十六條まで、第三十七條から第四十一条ま

で、第五十六条、第八十条、第一百零一条、第一百零二条、第一百零三条及び第一百零四条並びに第四節（第六十八條を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十四条中「運営規程」とあるのは「運営規程（第六十四條に規定する運営規程をいう。第五十二條第一項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第八十条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第五十二條第一項中「第六十四條に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第五十五条第三項、第五十六条第一項及び第六十三條中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第七節 略

(準用)

第八十八条 第十条から第十四条まで、第十七条、第二十条、第二十二條、第二十七條、第三十四條から第三十六條まで、第三十七條から第四十一條まで（第三十八條第五項及び第六項を除く。）、第五十六条、第八十条、第一百零一条、第一百零二条並びに第四節（第五十四條第一項及び第六十八條を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十四條中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第五十四條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生

第六節 略

(準用)

第八十八条 第十条から第十四条まで、第十七条、第二十条、第二十二條、第二十七條、第三十四條から
 第四十一條まで（第三十八條第五項及び第六項を除く。）、第五十六条、第八十条、第一百零一条、第一百零二条並びに第四節（第五十四條第一項及び第六十八條を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十四條中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第五十四條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生

活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第六十条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第六十五条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替えるものとする。

第九十条 指定短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 四 略

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

2 略

第九十一条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 三 略

四 診療所である指定短期入所療養介護事業所（前二号に該当するものを除く。）にあつては、次のとおりとすること。

イ 略

ロ 浴室を有すること。

ハ 略

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年栃木県条例第二十三号）第四十三条に規定するユニット型介護医療院をいう。第二百七条及び第二百五十五条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

2・3 略

活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第六十条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第六十五条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替えるものとする。

第九十条 指定短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 四 略

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

2 略

第九十一条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 三 略

四 診療所である指定短期入所療養介護事業所（前二号に該当するものを除く。）にあつては、次のとおりとすること。

イ 略

ロ 食堂及び浴室を有すること。

ハ 略

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年栃木県条例第二十三号）第四十三条に規定するユニット型介護医療院をいう。第二百七条及び第二百五十五条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

2・3 略

(対象者)

第九十二条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(定員の遵守)

第二百二条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対し同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一〜三 略

四 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第二百七条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一〜四 略

五 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規

(対象者)

第九十二条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(定員の遵守)

第二百二条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対し同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一〜三 略

第二百七条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一〜四 略

定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

2 略

(定員の遵守)

第二百十五条 ユニット型指定短期入所療養

介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護及びユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）の数以上の利用者に対し同時に指定短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一・二 略

三 ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第二百二十六条 略

2 ～ 5 略

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

2 略

(定員の遵守)

第二百十五条 ユニット型指定短期入所療養

介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護及びユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）の数以上の利用者に対し同時に指定短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一・二 略

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第二百二十六条 略

2 ～ 5 略

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

7| 略

(準用)

第二百三十七条 第十二条、第十三条、第二十二
条、第二十七条、第三十四条から第三十六
条まで、第三十七条から第四十一条ま
で、第五十五条、第五十六条、第一百条、
第一百一十一条及び第一百五十九条の規定は、指
定特定施設入居者生活介護の事業について
準用する。この場合において、第三十四条
中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設
従業者」と、第五十五条中「訪問入浴介護
従業者」とあるのは「特定施設従業者」と
読み替えるものとする。

(この節の趣旨)

第二百三十八条 前各節の規定にかかわら
ず、外部サービス利用型指定特定施設入居
者生活介護（指定特定施設入居者生活介護
であつて、当該指定特定施設の特定施設従
業者により行われる特定施設サービス計画
の作成、利用者の安否の確認、利用者の生
活相談等（以下「基本サービス」とい
う。）及び当該指定特定施設の事業者が委
託する指定居宅サービス事業者（以下「受
託居宅サービス事業者」という。）により
当該特定施設サービス計画に基づき行われ
る入浴、排せつ、食事等の介護その他の日
常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世
話（以下「受託居宅サービス」という。）
をいう。以下同じ。）の事業の基本方針並
びに人員並びに設備及び運営に関する基準
については、この節に定めるところによ
る。

(準用)

第二百四十八条 第十二条、第十三条、第二
十二条、第二十七条、第三十四条から第三
十六条まで、第三十七条から第四十一条ま
で、第五十五条、第五十六条、第一百条、
第一百一十一条、第二百二十二条、第二百二十
四条から第二百二十七条まで、第二百三十

6| 略

(準用)

第二百三十七条 第十二条、第十三条、第二
十二条、第二十七条、第三十四条から
第四十一条ま
で、第五十五条、第五十六条、第一百条、
第一百一十一条及び第一百五十九条の規定は、指
定特定施設入居者生活介護の事業について
準用する。この場合において、第三十四条
中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設
従業者」と、第五十五条中「訪問入浴介護
従業者」とあるのは「特定施設従業者」と
読み替えるものとする。

(この節の趣旨)

第二百三十八条 前各節の規定にかかわら
ず、外部サービス利用型指定特定施設入居
者生活介護（指定特定施設入居者生活介護
であつて、当該指定特定施設の特定施設従
業者により行われる特定施設サービス計画
の作成、利用者の安否の確認、利用者の生
活相談等（以下「基本サービス」とい
う。）及び当該指定特定施設の事業者が委
託する指定居宅サービス事業者（以下「受
託居宅サービス事業者」という。）により
当該特定施設サービス計画に基づき行われ
る入浴、排せつ、食事等の介護その他の日
常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世
話（以下「受託居宅サービス」という。）
をいう。）の事業の基本方針並
びに人員並びに設備及び運営に関する基準
については、この節に定めるところによ
る。

(準用)

第二百四十八条 第十二条、第十三条、第二
十二条、第二十七条、第三十四条から
第四十一条ま
で、第五十五条、第五十六条、第一百条、
第一百一十一条、第二百二十二条、第二百二十
四条から第二百二十七条まで、第二百三十